

平成21年度第3回協働事業評価会

平成21年12月17日午後2時30分

区役所本庁舎第3委員会室

出席者 宇都木委員、関口委員、鈴木委員、富井委員、伊藤委員、村山委員

事務局 地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、永澤主事

宇都木座長代行 それでは、第3回協働事業評価会を始めたいと思います。今日は早田先生のご都合が悪くて欠席なので、私がかわりをやらさせていただきます。それから定足数は足りております。

それでは、今日は四つ議論をしてもらいたいことが、提案がされていますので、事務局のほうから資料も含めてちょっと説明してください。

事務局 本日、議事をしていただきますのは大きく分けて二つございまして、まず協働事業評価報告書の作成、それから2番目が、平成22年度NPO活動資金助成の検討になります。その中でも協働事業評価報告書の作成につきましては、前回ヒアリングを行いました2事業の評価点の決定、それから前々回にヒアリングを行いまして、前回の会議のときに評価点を決定しました事業についての評価コメントのまとめ、それから3番目としまして、評価報告書をまた作成していくようになりますので、その構成についての議論をしていただきたいと考えております。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。まず、お手元のほうに本日お配りさせていただきましたのが資料1「協働事業評価書」、これが4事業分ございます。ほっと安心地域ひろば、働く人のメンタルヘルス、高次脳機能障害者支援協働事業、小中学生の美術鑑賞教育支援、こちらのほうにつきましては大変遅くなって申しわけなかったのですが、昨日、委員の皆様にはメールで配信はさせていただきましたが、本日資料としてもお配りさせていただいております。

それから資料2が「協働事業評価報告書」、平成20年度のものの抜粋のものとなっております。

それから、参考資料としまして、平成21年度協働支援会議等開催予定と実施経過、A4の1枚のものです。前回のときから追加になりましたのが、下から三つ目の第4回協働

事業評価会、こちらを年明けまして1月21日木曜日午後2時から、第3委員会室で開催させていただきたいと思います。

そのほかに事前配付させていただきました資料として前回ヒアリングをしました2事業の評価シートが二つございます。まず一つ目が「外国籍児童の教育支援等」、それから2番目が「思春期の子育て支援事業」になります。

それからNPO活動資金助成関係資料ということで5種類、事前に配付させていただきました。まず、「平成22年度NPO活動資金助成改正案」、それから「NPO活動資金助成採点表の改正案」、次が「協働推進基金助成金交付申請書改正案」、それから「事業実績報告書改正案」、最後が「平成22年度NPO活動資金助成実施要領(案)」となっております。

お手元に不足がある委員の方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。

宇都木座長代行 それでは、皆さんのところに資料が調いましたのですが、じゃ、最初の議題から行きましょう。では、事務局から提案してください。

事務局 まず、事前配付で流させていただきました協働事業評価書で、「外国籍児童の教育支援等」と、それから「思春期の子育て支援事業」、前回ヒアリングを行ったもののシートをお出しになってください。こちらは各委員からつけていただきました評価を一つのシートに落とし込んだものとなっております。評価点につきましては前回のときと同じなのですけれども、例えば外国籍児童の教育支援等の1番で言いますと、の「適切である」のところの後ろに括弧がございまして、そこに数字が入っております。この数字は何人の委員が「適切である」につけたかというのをあらわしているものとなっております。この「適切である」と言うと2名の委員がこれにつけた、の「課題はあるが、ほぼ適切である」については4名の委員がつけているということになります。

それから、その下の四角の枠のコメントのところですが、コメントの文章の前についている、というこの丸囲み数字につきましては、どの評価点をつけた委員がこのコメントをしているかというのをあらわしております。例えば一番上のものと、と書いてあるのは、の評価点をつけた委員のコメントというふうになっております。

本日はこの2事業につきまして、項目ごとに支援会議としての評価点を決めていただきたいと思いますと考えております。また、その評価点をつけていただいたのをもとにコメントを評価の着眼点を踏まえてまとめていきたいと考えております。

宇都木座長代行 それでは、これは前回もやったことなので、皆さんでご意見をいただ

きながら、どこに該当するかというのを順次審議していくということでもいいですか。

それでは、「外国籍児童の教育支援等」という事業名になっていますが、これから早速始めたいと思います。1番、ニーズや課題のとらえ方について、ここはどこにしますか、これは でいいですか。

伊藤委員 そうだね、はい。

宇都木座長代行 いいですか。コメントについては何かご意見ありますか。私が言ったことと違いますというのがあったら出してください。

なければ次に行っていいですか。2番の成果目標、これはどうしますか。これは かな。どっちにしますか。コメントはどうなのだ。

どうしますか。 がそれほど積極的でもないのだ、これ。 か かですが、ご意見ありますか。

伊藤委員 コメントの上から3番目の で、教育における評価の困難さは理解できるが、事業に対する評価が必要だとあります。このコメントは になっちゃうんじゃないかなという気がするのですが、いかがなものでしょうか。

宇都木座長代行 ちょっとニュアンスはね。

伊藤委員 うん。

宇都木座長代行 肯定的でないよね。そういうふうにとれるのだ。

鈴木委員 そうですね、 にします。

宇都木座長代行 はい、いいですか。では、 にします。

3番は でいいですか。意見があったら言ってください。

4番、これも ですね。

5番、 の意見もあれだな、決定的には じゃないのがある。これは、じゃ、 でいいですか。 にしますか、 にしますか。

鈴木委員 ですね。

宇都木座長代行 でいいですか。はい。

6番は だな。これは従来の手法で行くと になりますね。

7番、これは ですか。いいですか。

伊藤委員 はい。

宇都木座長代行 8番、 はコメントが2つ出ていないね。

鈴木委員 コメントはない場合もあるから。

事務局 はい、コメントがない場合があります。

宇都木座長代行 それでは、これは かなのですが、意見から言うとどうですか。ご意見ありますか。では、。

伊藤委員 だね。

宇都木座長代行 、いいですか。

伊藤委員 いいです。

宇都木座長代行 はい。9番、これは 。 だけど、これ の意見が一つあるでしょう。これをどう評価するのかな。だけど、この の意見は、職場体験はやらなくてもいいということをお願いわけでしょう、これは。

関口委員 そうです、そうです、はい。

宇都木座長代行 やらなくてもいいということと、適切であるということは、やらなかったことが適切だったというのは、計画上から見たらやらなかったことは問題なのだ、これは、どっちかといえば。結論は でのいいのだけど、評価は意見が違っちゃうといけないので、事業計画上においてはやることになっているにもかかわらずできなかったことについてはやっぱり事業が不十分だという評価をすべきじゃないの。

鈴木委員 いや、不要と書いてあるのだから、それは不十分なのでしょう。 じゃないのです。

宇都木座長代行 うん、むしろだからやらなかったことが適切ではないのだ、性格が実施において問題がありだから、それは改善が必要だと。

伊藤委員 やらないという改善があるというのだ。だから、 になったのだ。

宇都木座長代行 そうすると、これは総合評価ではCです。それで、あとはコメントのところを手を加えたほうがいいということがあったら、今日でなくても近日中にもう一度読んでもらって、全体の評価をした上で、もっと自分たちの評価をこうしたい、ああしたいとか、もっとニュアンスを強めたいとか、いろいろな意見があると思いますから、それはそれでもう一度検討してみても意見があれば、これはできるだけ早くという話なのでしょうけど、これはいつまでに。

事務局 こちらは年内にまとめたいと思いますので、ぜひできるだけ早くお願いいたします。

宇都木座長代行 それでは、意見のある人は、週内に送ってください。

富井委員 これをまとめるのでしょうか。まとめたやつを送ってくれて、それに文句があ

るかどうかを言えという、そういうあれじゃないの。

宇都木座長代行 二つ、それはもう1回まとめたやつを出すのだけど、今、評価をしたでしょう。それに基づいて考えると、ちょっとここは。

富井委員 自分の意見はという。

宇都木座長代行 うん、強めたほうがいいとか、これはなくてもいいとか、そういうことがあれば。

富井委員 あれば。

宇都木座長代行 うん、あれば。なければ別に構わないのです。それでは、今週中にある人は送ってやってください、遅くとも来週の月曜日ぐらいに送ってください。

鈴木委員 この総合評価のCのコメントで、この6ページのはいやに行数が多いのだけど。

宇都木座長代行 これ、整理するなら整理してもいい。

伊藤委員 でも、大事なのは多分いっぱいあると思うのだ、文章の中では、これ。

鈴木委員 いやいや、この枠の中で整理してもらったほうがいい。

伊藤委員 ああ、そうですか。

鈴木委員 ちょっと行数が多過ぎるねと。

伊藤委員 これ、大体パアッと見ると、学校側の授業の予定がどうのこうのというのはこれなのだ。

事務局 はい。

伊藤委員 それがほとんどみんなに書かれているわけだ。その辺がまとまっちゃうのだ、一つ、学校側の問題は。それに対してこのNPO側がどう考えて、どう対処していくか、行けるのか行けないのかということところだと思う。だから、結構短いと思う。まとめると、ここは。

鈴木委員 いやいや、私が言っているのは、この6ページの大半のコメントを書かれた方が、ちょっと行数が多過ぎるので、まずこの中身を少し要約したらいかがですかと。

宇都木座長代行 まとめるときに、趣旨だけにすると。

鈴木委員 いや、特にほかの人はそこそこ数行で書いてあるからいいのだけど、ちょっとこの方が長過ぎますねと。

伊藤委員 上から行くと4番目の人が。

鈴木委員 そうそうそう。だから、該当している人は、少し要約版にしてください。そ

したらいかがでしょうかと。

宇都木座長代行 はい。そういうご要望がありましたから、その要望に沿うようにしてください。

鈴木委員 あまり長いと、何だかわからなくなっちゃうのだ。

伊藤委員 これ、繰り返しになっているから。

鈴木委員 読むのだけど、何なのだと。

事務局 事務局のほうで要約しますので。

宇都木座長代行 それでは、いいですか。

鈴木委員 はい。

宇都木座長代行 取り扱いはそういうことで、もしほかに意見があれば月曜日中にも送ってください。

では、次の2番目の思春期の子育て支援事業に行きます。

1番、これは でいいですか。

伊藤委員 はい、いいです。

宇都木座長代行 2番、これは 。

3番、これは難しいな、どっちだ。皆さん、どういう意見ですか。 というのがある。

はこれはちょっと違うのではないのかな。行政側の担当者が積極的に参加し、事業へ積極的にかかわろうとする姿勢を評価したい、NPOはだめだと言ったのだから、これはもっと下げるのだ、協働事業としては。行政だけ一生懸命頑張ったということを言ってもだめだ、協働事業なのだから。

伊藤委員 これは区側とNPO側が相手に対して期待しているものについて成果が上がっていますかということでしょう。

宇都木座長代行 うん。

伊藤委員 何かをここでやってほしいという期待じゃなくて、期待していたものについてその成果が出たのか、出なかったのかということだと思う。

鈴木委員 このコメントを読むと、 とか は何かない。

伊藤委員 ねえ、違うのだ、これ。

鈴木委員 うん。

伊藤委員 姿勢を評価したいとか、信用度が向上したとかという、ちょっと最初ほど期待していた成果じゃないと思うのだ。

鈴木委員 最後のNPO法人の意欲は感じられるが、まだ協働に不慣れなところがあるのは、これは協働の相手への期待と成果というところなのですか。お互い何を期待して、その成果は何だったのかと。

宇都木座長代行 これ、見方がかなり分かれているというのだ。それぞれがが違うことを考えて書いているのだ、これは。

鈴木委員 3番目のお互いに新しい事業への期待が大きいのは、になっているのだけど、適切だということは何なのだと。

伊藤委員 だから、先ほどみたいに期待ということが、今の期待と、初期にやった目標値に対する期待していたものができたか、できないかというそこなのだ、この文言が言っているのは。だけど、今後こういうことが期待できるということとは違うのだ。

宇都木座長代行 はい、じゃ、 にしましょう。

4番、ここも異議があるな、これは。

伊藤委員 に対して文句をつけるとすれば、担当者の現場参加などがよく話し合われて参加されたと書いてあるのだけど、初期の役割分担の中にこういうものがあったのか、なかったのかということだと思う。そこによって、やっていることがいいことじゃなくて、役割分担としてあったのであれば評価はできるのだけど、ないものが出てきたときには、新しくできたものだからちょっと違う面が出てくると思うのです。

鈴木委員 そういう意味では、ここの役割分担の決定方法についてというテーマにおいて、このコメント欄のこのコメントはあまり適切ではない。

伊藤委員 ない。

宇都木座長代行 これはむしろ3番の協働相手への期待とその成果で、一生懸命やってくれることを期待していたので、それが実現したからこれはいいことだというほうがまだわかりやすいかもしれないけど。3番目のコメントはどうか。適切じゃないのだろう、これは。再検討してほしいというのだから。

鈴木委員 これは、今回は適切だと、今後の期待を書いちゃったのがちょっと紛らわしいのですかね。今後から以下の文章をカットすれば適切なのです、これ。

伊藤委員 この上から1、2、3番目のコメントは、今、鈴木さんが言っているように役割分担は分担として現状としてはいいということだけど、初期にあったかなかったかというのがちょっとわからない。

宇都木座長代行 厳しいことを言うことじゃないのだけど、 につけたり につけたり

する、なぜそうしたかという理由がはっきりしないと、後に評価点に問題が残るので、そこは皆さんでちょっと議論してもらって、2.5というのではないから、にするか。

鈴木委員 この初回の役割分担が適切と思うが、再検討が欲しいというのは、これは適切と言うよりは、なのでしょね。

宇都木座長代行 うん、どちらかといえば。

鈴木委員 ねえ、でしょう。

宇都木座長代行 はい、じゃ、にしましょう。いいですか。

伊藤委員 はい。

宇都木座長代行 はい。5番、これはでいいですか。はい、じゃ、これはにします。

鈴木委員 はい。

宇都木座長代行 6番、これはほぼ一致したでいいですか。

7番、優れているというのがあるな。アンケートをとっているというけど少ないのだ、参加者が。そういう意味じゃその範囲によるということだから。

伊藤委員 私的にはをつけているのだけど。

宇都木座長代行 それじゃ、にしますか、いいですか。

鈴木委員 はい。

宇都木座長代行 8番、これは二つに分かれました。今後の課題の把握および共有について、ご意見ございますか。とりあえずの一番最初はこれはだ。

村山委員 それはに近いですね。

鈴木委員 そうですね、これを読むと。

伊藤委員 上のの二つはに近いのではないかな、の2番目のやつは。

鈴木委員 これはもうでしょう、明確に。

伊藤委員 ねえ、うん。

宇都木座長代行 はい、じゃ、これは。いいですか。じっと見ても変わらない。

9番、これも分かれている、改善すべき内容の把握について。

伊藤委員 パッとみて反省と改善だな、これは。これはでもやっぱり一番上のがついているところがちょっと違う。

宇都木座長代行 うん、これはだ。

村山委員 うん、ですね。

富井委員 これは多分僕だと思うけど。僕はそういう意味じゃなくて、まだ途中段階で

今、評価しているから、全部が終わった後でそういうことをちゃんとやってほしいということだから、別に今が悪いから改善してほしいと、そういう意味ではないです、意見としては。

宇都木座長代行 そういうことじゃなくて、この文字面から見たらちょっとそういうふうにとれない。

富井委員 すべてのというところを思って見ただけで。

鈴木委員 だから、現状の事業を把握して、改善すべき内容が把握されていますかということに対するコメントなのです。

富井委員 いや、それは改善されているというか、もう の適切であると思っています、それは。だから、そういうことを全部が終わった後でもちゃんとやってほしいと、そういう意味で書いているだけです。

鈴木委員 ああ、なるほど。

宇都木座長代行 はい、どうですか。

富井委員 まあ、 でもいいです。

宇都木座長代行 でいいですか。

富井委員 うん。

宇都木座長代行 はい、じゃ、 にします。そうすると、総合点はBです。Bでいいですか。

伊藤委員 はい。

宇都木座長代行 はい。では、そういうことで二つは終わりました。

村山委員 すみません。この網かけのところは非常にチェックの評価をするときに迷うのですが、この網かけはどの程度の意味合いを持っているのかということをお教えください。

事務局 網かけをつけさせていただいたのは、以前ご説明させていただいたのですけれども、評価に当たっての着眼点を昨年度議論しましたときに、ただ着眼点を載せるのではなく、それがどこの段階の着眼点であるかということをお明記したほうがいいということで、それぞれの項目がどこの段階でのことを言っているのかということ、例えば事業における区民ニーズや課題のとらえ方というのは、事業実施中の話ではなくて、計画の段階でのことですよということ、それが来ております。

村山委員 そうですね、だから計画上、きちんととらえられているかどうかをもって適

切かどうかという、以下、そういう意味合いでいいということですね。

事務局 はい。

宇都木座長代行 そういうことです。

村山委員 だから、結果を見て、それが適切だったとか云々じゃないということ、例えば計画なら計画でもって、4番目まではそういう意味合いでいいということですね、いつもここをつけるときに悩んでいます。

宇都木座長代行 そういうことです。

村山委員 例えば4番は計画になっていますから、役割分担の決定そのものについて、計画上はきちんと役割分担の決定をこう持ってきてはいますができていませんよと、結果的に役割分担があまりよくなかったとかどうのこうのではなくて、計画上から見たら役割分担の記述がきちんとなされていますという意味合いでいいということですね。

富井委員 そういうことでしょうか、だから難しいのだ、結果を知っちゃっているから、何か。

村山委員 ええ、結果を知っちゃっているから。

富井委員 知っちゃっているから、役割分担が悪かったら、計画時も悪かったのかと言ったら、計画時はちゃんとしていたかもしれません、そういう場合がある。

宇都木座長代行 だけど、計画上の役割分担も、例えば区は広報だけやってくれればいいと。それを評価するかどうかと。

富井委員 それが適切だったかどうかと。

宇都木座長代行 適切な計画なのかどうかと言うと、それはそうじゃないでしょうと言えば、それはだめということになるわけです、適切でなかったと。結果がどうであれ、一次審査は書類でやるわけで、そこで選ばれるわけです。それで、選ばれたやつがプレゼンテーションの二次審査で、そこでもまた同じことでやって、それで実際の実行計画が出てきて、出てきた段階で途中でやったときに、最初にそういうふうになっていたのかどうかということをここでは中間でやっているわけですから、それはそういうふうみんな思ってたやっていたと思うのです。そうでないと、結果ばかり評価をやるのだと、また違っちゃうから。

鈴木委員 私なんかは一応こういう段階での評価ということがあるのですが、事業成果の中間報告があります。その書類はこうなっていて、それに基づいて言ってくださいと、お互いに評点をつけます。そうすると、書類上はいいけど、実行段階でだめだったとか、

書類上はだめだったけど、実行段階でそれが修正されたとか、いろんなケースが出てくると思います。だから、確かに書類だけなのですが、中間の報告を聞いていますので、そこはうまくマージンしているつもりなのですが。じゃないと、厳密に言うと、ある程度その途中経過を知っていますから、ちょっと筆が鈍っちゃうところがあるのです。

村山委員 非常に私、いつも鈍っている。コメントを書くときにすごく悩んで、結果もある程度知っていますので、かといって計画のときはもうちゃんと計画ができていたのではないかなと思うのですが、結果があると、それはちょっと違うんじゃないのというがあるので、それでコメントを書くときに非常に悩んで。

宇都木座長代行 そうなのだね。結果が出ているから、それはそういうことだろうと思うけど、これはとりあえずこういうことにして、後で、じゃ、その評価のあり方をもう一遍議論することにしましょう、そこは。

それでは、とりあえずこの最初の二つは終わりました。それでいいですか。

事務局 はい、ありがとうございました。

宇都木座長代行 では、二つ目に行きましょう。

事務局 二つ目は、この本日お配りしました資料1になります。資料1が前回評価点を決めていただきました4事業のシートとなります。こちらのほう、前回の評価点に基づきまして、また評価に当たっての着眼点も踏まえまして、コメントのほうを事務局案としてまとめさせていただきました。こちらにつきまして、本日はご意見をいただきたいと考えております。

宇都木座長代行 ということだそうなのですが、どうでしょうか。のほっと安心地域ひろば、これは最終的な事業評価書を本日確認していただくのですが、この前、評価していただいた結果一番適切である、そしてその適切である理由はここにコメントがありますと、こういうことですね。

事務局 はい。

宇都木座長代行 これを改めて皆さんに見ていただいて、そうでないのではないかと、いうところがあれば議論をいただくということです。ここの優れている、適切、課題はあるがほぼ適切、不十分であり改善が必要という、これは直らないです、もう。これは前回ここでやったのだから。あとはそのコメントのところ適切かどうかということなので、ご意見があれば皆さんにいただいてというふうに思うのです。のほっと安心地域ひろばです。これが結果評価ですから、皆さんにちょっとご意見をいただいてというふうに思います。

特段意見はありますか。これも事前に一応目を通していただいていると思いますが。

事務局 送るのが昨日になってしまいましたので、もしかしたら全委員に目を通していただけていないかもしれません。

鈴木委員 目を通していません。

宇都木座長代行 そうしたら、気がついたら意見を出してもらって、そうでなかったらこれも一定の時間を区切ってご意見をいただくということにしましょうか。

鈴木委員 はい。

事務局 目を通していただいた委員で何か。

宇都木座長代行 気がついたところがあれば。

事務局 ご意見があったら伺わせていただければと思いますが。

宇都木座長代行 どうぞ、村山さん。

村山委員 1番目のところ、丸ポチの2番目の孤立化対策だけでは、これは何か弱いかなという感じがしますので、もう少し違う文言で決めていただければ。このカフェの設置がこれから孤立化対策を目指すと、それだけではちょっとないかなという感じがしますので。

宇都木座長代行 何か具体的にありますか。

村山委員 やっぱある程度高齢者の方の地域コミュニケーションとか、あとは生きがい対策とか、何かそういうほうがいいのかなという、ちょっとここに使ったやつは後ろ向きな感じがしたので。

鈴木委員 なるほど、そうですね。

伊藤委員 2番のほうにはそういう言葉がちょっと入っているのだけど、地域でのつながりの拡大とか。

村山委員 そうですね。

宇都木座長代行 では、高齢者のコミュニケーションの醸成、連帯の強化とつながりとか、何かそんなふうなことを入れて、それらが相まって孤立化対策としても有効であると。孤立化対策だけじゃ、ちょっと暗い感じがするというわけです。高齢社会なのだから、高齢者が生き生きと当事者として活躍する場をつくっていかうという、そういう積極的な意味で何かここは。カフェの設置によって高齢者同士のコミュニケーションの醸成、それからつながりの強化。

鈴木委員 要はだから生きがいづくりでしょう、生きがいづくりの中で。

伊藤委員 そう、そういう前向きな言葉にしてほしいというのでしょうか。

鈴木委員 その中でコミュニケーションを醸成しようとかいう幾つかの具体策があって、要は生きがいづくりと。その具体策の中で、だからコミュニケーションとか孤立化対策とかそういうことを包含して生きがいづくり。

事務局 はい。

宇都木座長代行 生きがいづくりに役立ち、有効であることとか。生きがいづくりという面からも、とか。これからも有効であり、社会のニーズにも合っている。ほかにありますか。

それでは、気がついたところがあったらもう一度読み直していただいて、意見があれば出していただくというふうにしてください。それから、後でタイムリミットはいつか、全部終わったところで事務局から説明してもらいましょう。

2番目の働く人のメンタルヘルス、これはどうですか。これもなかなか難しい話だから。皆さんから寄せられた意見を集約すればこういうことではないでしょうかというふうにまとめてもらいました。気がついたところがあったらご指摘ください。

特段ありませんか。特段ないようでしたら、これももう一度気がついたところがありましたら。これは総合評価が鈴木さんの言うように短いですね。

鈴木委員 はっきりしている。

宇都木座長代行 では、次の、高次脳機能障害者支援協働事業。特段ご意見ありませんか。では、これも後でもう一度読み直してみて、意見があったら出してください。

、小中学生の美術鑑賞教育支援。富井さん、何かご意見ありますか。

富井委員 あります。途中の評価はいいのですが、最後の総合コメントのCのところ、これがちょっと途中の評価にしては、非常に何か行政に甘いなという気が。途中の評価は委託事業と思っていたとかそういうことが書いてあるのに、ここではそんなことは触れていないで、むしろ何か行政にも言い分はあると書いてあって、あれで言い分があったら困るのです。何か要はもう全面的に書き直してほしいのですが、僕。

だけど、必ず入れてほしい論調というのは、授業のほうは非常に学校の先生にも評価されているし、毎回来る校長先生とかにも評価されている。だから、授業自身は非常に高く評価されているということは何か入れてほしいのです。それだけど、何でCになったかと言ったら、協働事業としてはうまく機能しなかったからCにしたのですということをはっきり言ってあげたほうがいいと思う。

では、なぜ協働事業としてうまくいかなかったかと言ったら、それはやっぱり教育委員

会の問題だろうと思うのですが、その教育委員会との協働というか、教育に関する事業というのはどうしても教育委員会を通してしまうという。教育に関する事業、教育委員会との協働事業というのをいかにうまくするかということを、今日出ている外国籍の児童に対するというのも、あれも教育委員会でしょう。

だから、教育委員会との協働事業というのをうまく運んでいくような仕組みというのをつくらないと、みんなだめになっちゃうという話になっちゃうから。

だから、そのところがなぜうまくいかなかったかと言ったら、教育委員会との協働事業をうまく運ぶ仕組みづくりをやっぱり行政、NPO、それから我々支援会議をひっくるめた全体で考えていかなければいけないという、そういうような論調にして書き直してほしいなと思うのですが。これは皆さんが書いてあるやつのところどころをピックアップして、最後にまとめているという話で。

伊藤委員 結局いいところばかりとって。

富井委員 そうそうそう。

伊藤委員 悪いところをとればもっと違う形になってくると。

富井委員 だって前のコメントのところに、協働じゃなくて委託事業だと考えていたと書いてあるわけです、2か所か3か所。だけど、そういう論調がここではポコッと落ちちゃっているという。

それとやっぱり授業自身というのは、本当に私、学校の先生とか校長先生の感想を全部読んでいるのですが、だれ一人として継続したくないと言う先生、コメントというのは1個もないです。だから、授業自身はうまくいっていたのだけど、協働事業としてはうまくいかなかったからCなのです。協働事業としてうまくいかなかったのは、やっぱりNPO側にも何らかの瑕疵があったとは思いますが、だけどほとんどがもう1個絶対出てきますから。Cついた事業は両方とも相手がやっぱり教育委員会の協働事業だし、だからそのところをいかに、そこだからだめだよと言うんじゃなくて、教育委員会との協働事業というのは、いかにこれから上手にやっていくかという仕組みをみんなで考えていかなきゃいかんのですなということかなと思ったのですが。

鈴木委員 私の意見は、今文章をパッと見て、真ん中の段落、「また」から「切望する」まではカット。要はさらに現場の先生、PTAなどの意見調整が必要である。なお、この事業には学校の先生が参加しており、協働事業としてある面ではうまくいった。今後については、事業担当を教育委員会事務局から、より機能性のある部署へ変えることを検討し

てもよいのではないかと、それぐらいでいいのではないですか。この真ん中をカットする理由は、要は何を言っているのかよくわからないから。

富井委員 よくわからないですね、ここが。検証すると言っても何を検証するのかなどというのがよくわからないし、それから学校とも調整することと言っても、学校とは徹底的に調整しているわけです。

宇都木座長代行 意見はわかりました。だから、問題はこのパートナーが、教育委員会が適切であったのかどうかということもあるのだ、そういうことでしょう。今の行政の仕組みにおける教育委員会というのは、協働事業をやる仕組みになっているかどうかというところをちゃんとしないと。

富井委員 そう。

宇都木座長代行 だから、ほかの問題でも出てくる話だから、そのところが一つ問題。

富井委員 そうそうそう。

宇都木座長代行 だとすれば、こういう事業提案があったときに、教育委員会とかかわって他の部署でやるのかどうかということもちゃんと検討しなきゃいけない。

富井委員 そうそうそう。

宇都木座長代行 そこがどうすればいいかというのは、つまり学校というのは、役所の仕組みで言えば教育委員会が絶対的な権限を持っているのだということだとすれば、それは教育委員会のあり方をもう1回変えなきゃいけないということだ。そこまで我々が言うとなれば、現状の仕組みにおけるパートナーとして教育委員会の是非、それから他の部署が担当すべき是非ということも、行政の内部として検討してもらおうということはちゃんと指摘したほうがいいんじゃない、そこは。

富井委員 そうそうそう。

宇都木座長代行 それから、ここの計画で言うと全小・中学校か、対象にしたのは。

富井委員 うん。

宇都木座長代行 そこが、学校の側が積極的でないということも一部あったから、それは教育委員会の仕組みなのか、学校側の問題なのかわからないけど、それはやっている側からすれば全部対象にしたいと思うけど、そこは美術館側の問題でなくて、行政の側の問題でそういうことが起きているとなれば、学校か教育委員会かわからないけど、そのところはやっぱりどういうふうにして広げられるように、せっかくの提案がもう少し広がるように、計画どおり行くように、つまり今の教育委員会のあり方とも関係するけど、せ

っかく計画してやろうとしている側は、納得がいけないと思うのだ。一生懸命やろうとしているのに、来てくれる人たちはいいことだからどんどんやってくれと言うけども、みんな来られないと言うところは、何が原因で来られないのかというところもやっぱり知りたいのだと思うのです。それは言ってあげたほうがいいのではないかと思うのです。

富井委員 それはだから調べて。

宇都木座長代行 うん、だからそういうことを。

富井委員 6校あるのですが、中学校で。小学校は全部です、29。

宇都木座長代行 そこまで行けば、もうほぼ目的を達したとするのか、全校にならないと目的を達しないにするかという評価点はあるのだろうけど、このCというのは協働のあり方がCなので。

富井委員 そうそうそう。

宇都木座長代行 こっちが問題じゃないのだ。

富井委員 そうそうそう。だから、それをはっきり言ってやらないと、やっているほうは何でCなのという。多分これ、100日ぐらい事業者側は使っているのです、29足す6校だから、35校。そこに説明に行くのです。それから事前授業に行きます、それから美術館で授業するのです。だから、1校当たりで3日使うのです。それが35校だから100日ぐらいの実働を事業者側がせにゃいかん。そんなにやっている事業というのは、多分この六つの事業中ではないと思うのです。

だから、そっち側はそういうふうやってうまくいっているのですということは、1回は褒めてあげてもいいと思うのです。だけど、協働事業としてはうまくいかなかったのでCですと、その2点の論点を入れたいのと、さっき言った教育委員会との協働事業を今後うまく持っていくための仕組みづくりというのは、みんなで考えなきゃいかんですと、行政も含めて、我々も含めて考えていかんといかんですよ。その3点だけは盛り込んで、あとは何を入れてもいいですけど。

鈴木委員 あれでしょう、だからこの事業にCをつけたから、事業者側のほうがやめたと言うのだったら、僕はそれはそれで、じゃ、協働としてはやめるのだから、じゃ、今度PTAの意見とか親御さんの意見を入れて、区として、もうこれを委託でやるかどうかということをまた考えりゃいい話であって、だからこれは今言ったとおり協働ということでは不適切だと。

富井委員 そうそう、それはだから書いてあげないと。

伊藤委員 それがCなのだ。

鈴木委員 そうそう。

富井委員 そうそう。

鈴木委員 僕に言わせると明確にそこはちゃんと言って、大きな意味で言うと、学校行事にかかわる協働事業というのは、先ほどの外国籍児童のところもそうだし、制度設計とかいろんなことがあるから、相当突っ込んで教育にかかわる協働事業というのをやっぱりもう一度原点から、単にNPOの提案を受け入れてやるというだけじゃなくて、そういうことをちゃんと考えないといけないですよということを言うぐらいのところなので、私はだからこの文章で言うと真ん中カットと。

だから、より機能性のある部署へ変えることを検討してもよいのではないかということをごここで言っているし、上のほうでは現場の先生といつも意見調整が必要であるということかなと思うのです。

宇都木座長代行 だから、こうしよう、提案された事業そのものについての評価。

富井委員 そう。

宇都木座長代行 これは当事者たる人たちからすれば高い評価を受けているものであると。それから、二つ目、協働のあり方として考えると、今言ったような教育委員会がパートナーとしての組織上のそういう制約があつてうまくいかないのか、それとも違う方法で考えることのほうがいいのか、より発展させる意味から言えば、そこは課題として残るし、行政側に検討を要請すると、この二つはちゃんと出してあげばいい。

富井委員 だから、何でCだったか、協働事業としてうまくいっていないからCですというのは、それはガシッと行ってあげたほうがいい。

宇都木座長代行 そうそう。だから三つ目のところで、協働のあり方として、パートナーのあり方として。そういう結果、協働事業の評価としてはCになったと。

富井委員 ああ、それを三つ目にするということね。その3ポイントをちゃんと書いてあげればいいのかないかなというふうに思いますけど。

宇都木座長代行 はい。

富井委員 多分外国籍児童の教育支援に関しても同じようなコメントを書かなければいけないことになると思うのです。

伊藤委員 一言だけ。教育委員会とのかかわりについてどんなかかわりを期待していたのか、本当に教育委員会というのはそういう課題を果たせる場所であったのか、そこら辺

だと思うのだ。教育委員会というのは、ただ学校に通達を出してやらせるだけであれば、最初から期待することは無駄だったという話だ。もう一つ、これが委託事業だったというのは、協働事業提案事業という形でやっているのにそれはない、絶対に詭弁だ。

宇都木座長代行 だから、それが最初のときにあるから。

伊藤委員 そう。

宇都木座長代行 結果で言ったらだめなのだ、それは。

伊藤委員 これは協働事業でやっているのに、協働事業とは思わなかったということはない、絶対。

宇都木座長代行 だから、そういう二つ、三つぐらいのをもう1回文章を整理して、皆さんにご検討いただきましょう。いいですか。

地域調整課長 ちょっとよろしいでしょうか。この前、事業者と教育委員会の双方のヒアリングをしてありますけども、教育委員側のほうは必ずしも今回のこの事業自身について、この前のいろんなやりとりの中では、協働事業というより委託の意識だったという、そういうやりとりが出ましたけども、それは協働についての認識が足りなかったということで別にそれは完全な委託事業というような認識を持っているというわけではないということをもまず申し上げておきたいと思います。やはり協働事業としての意識がまだ薄かったというのは確かですけども、普通の事業であっての、委託という形での認識ではなかったということは、まず私のほうから申し上げておきます。

それから、学校現場を対象にした協働事業については、各学校には法定の授業時間数がございますので、その中にどのような形で組み入れていくのか、それは各学校長の裁量の部分がございます。その中で協働事業として学校を対象にした協働事業としてうちが選定しましたということであれば、その趣旨を各学校のほうに当然伝えなきゃいけないし、その趣旨に従って協働事業を実施してもらう必要がある。

ただ、一方でそれを100%全ての学校に強制するということがなかなか難しい部分があるということも、ひとつご理解いただきたいというふうに、私のほうではそれを申し上げたいと思っています。

宇都木座長代行 だから、それはいいのではないですか。ただ、委託というのは教育委員会がヒアリングの場で言ったのです、もう。だから、それはおかしいじゃないかという話になって。

地域調整課長 それはそのとおりです。

宇都木座長代行 だから、それはそれで我々が誘導尋問した。

地域調整課長 何かあのか、私、聞いていて、多分売り言葉に買い言葉的な感じを私は受けちゃったのです。

宇都木座長代行 だけど。

地域調整課長 やっぱり協働という認識が低いというのは確かなことだと思います。

富井委員 この相互検証シートがあるでしょう、これは一緒に書いたわけでしょう、彼が。前項に記載のとおり事業実施は団体に委託されたと考えたと書いてある。だから、あそこでの言葉は売り言葉に買い言葉じゃなくて、最初から委託と書いてあるのだ。

宇都木座長代行 だから、やや具体的に教育委員会がパートナーとしてふさわしいのか、組織上の観点からなのか、やっぱり教育委員会自身がこういう事業に向かないと言うのだったら、向かないと言ってもらえばいいわけで。

富井委員 そうそうそう。だけど、そう言ってもらうと、教育にかかわる協働事業というのは、じゃ、どことするのだということもちゃんと行政として決めていかないと。

宇都木座長代行 だから、他の部署がやったほうがいいのか、事業によっていろいろあると思うのです。だから、そこは組織上というか、役所で言えば行政の部署のあり方というか、役割分担がそれぞれ条例で決まっていて、その範疇に入っていないということなのでしょう、教育委員会の業務に協働なんていうのは入っていないということなのかもしれないのだ。

富井委員 それは困る。

宇都木座長代行 いや、そういうふうに思えば委託事業しかやれなくなっちゃうわけだ。だから、それがそういうならそういうのでも構わないのだけど、行政がそういうことならば、だから、どこに原因があったのかということは、やっぱり行政自身も検討してもらって答えを出してもわからないと、また再び起きますよ、こういう問題が。

富井委員 そうそう。だから、そのところをちゃんと指摘しておいてあげたほうがいいなと思います。

宇都木座長代行 わかりました。じゃ、そういうことで少しここは書き直してみてもいいですね、事業そのものについては賛否が分かれたわけじゃないと。協働のあり方としてパートナーの問題が大きな要因を占めて、協働のあり方論からすればCの評価になりましたということ、その三つをちゃんと盛り込むようなことでやりましょうと。それでは、その四つの事業で終わりですか。

事務局 はい。こちらまだほかにもご意見が、またじっくり見ていただいて出てくるものと思いますので、そちらにつきましては、三が日を明けました1月4日までに事務局のほうへご提案をいただければと思っております。

宇都木座長代行 よろしいですか、皆さん。

地域調整課長 ちょっとすみません。この小中学生の美術鑑賞教育支援のこの最後のほう、総合評価のコメント欄なのですが、鈴木委員のほうから、「また」から「切望する」までカットというお話がございましたが、「切望する」の上の行の「企業の持つ社会的資源を有効に活用した行政と企業との協働事業・コラボレーションとして発展していくようになる」ということを切望する」というところは、ちょっと入れておきたいのですがどうでしょうか、鈴木委員、こういうふうにしたら。

鈴木委員 いや、いいですよ、それは。

地域調整課長 いいですよ、それは。

宇都木座長代行 それは否定するべきものでも何でもないのです。

地域調整課長 ええ、そこは残させていただきたいと思います。

宇都木座長代行 だから、企業との協働事業というのはこういう視点でやってもらいたいという。

地域調整課長 ええ、そういうことです。

宇都木座長代行 ということで、それは積極的な評価です、それは。

伊藤委員 1番にもかかわってくるし。1番もちゃんと企業とうたっているし。

事務局 はい。

宇都木座長代行 では、1月4日までにあればそうしてください。それから、4番の小中学生の美術鑑賞教育支援はもう1回文章を整備して送りますから、それを見てご意見をください。

富井委員 それは年内ぐらいいに来るのですか、じゃなくて、その4日までの意見を待つて、それから年明けに出てくるということ？

事務局 はい、そうさせていただきます。

宇都木座長代行 だから、4日までの中に今、富井さんが言ったようなことを富井意見として。書いて出してもらえばいい。

富井委員 そうのことね、はい。

宇都木座長代行 それで、調整したやつを、変化があればこういうことで直しましたと

いので意見を求めて、最終確認をするということにしたいと。

事務局 具体的な文案をいただけますと助かります。

宇都木座長代行 そうしましょう。では、それでいいですね、この(1)のイ、評価コメントのまとめというのは。

事務局 はい。

宇都木座長代行 それで、次にウ、評価報告書の構成について。

事務局 では、事務局から資料2について説明させていただきます。現在、行っておりますこの第三者評価なのですが、こちらにつきましては、また本日の審査報告書と同じように協働事業評価報告書にまとめまして、区長へ提出していただきたいと考えております。

報告書の内容についてなのですが、資料2で昨年度の抜粋をつけさせていただいております。事務局案としましては、昨年度と同じような構成で報告書をつくっていきいたいと考えております。

まず、表紙を開いていただきましたところに評価報告書の目次がございます。まず初めに、評価を終えてということで、座長のコメントが入りまして、それから1番として協働事業評価の概要、2番、評価の目的、3番、評価の手法、4番、評価の流れ、それから5番としまして、協働事業評価の全体的評価を通して全体的な相対的な課題を掲載しています。その後、20年度協働事業評価実施事業のそれぞれの事業の評価点を一覧にしたものを持ってきて、その後ろに今作成していただいています個々の評価シートをつけるようにしたいと考えております。

それで、5ページに行きます。5、協働事業評価の課題なのですが、この評価を通して委員から見えてきた課題というのをそれぞれ挙げていただいたものをまとめたものになっております。昨年度は項目立てをしまして、その項目に対してのご意見をいただいて作成していったのですが、今年度も同じような方法でよろしいでしょうか。そのことと、あともその項目の案がございましたら、どのような項目を立てたらいいかというような、今年度のヒアリング等を通して、このところを強調して書いておきたいというようなことがございましたら、その案を出していただけたらと思います。

宇都木座長代行 そういう提案がありました。順番にやりますか。これ、どういうことになるのだけ、評価報告書というのがあって、今日出したやつは審査報告書。そうすると。

事務局 これは例年4月の第1回の支援会議のときに、区長に昨年度の評価ということでお渡しいただいているものです。

宇都木座長代行 そうですね。じゃ、昨年はこういう構成になっていますが、今年構成を変える必要があるかどうかというのが一つですね。

事務局 はい。

宇都木座長代行 それはどうですか、皆さん。

鈴木委員 昨年、3ページにわたってこう書いてあって、比較的具体的に論で皆さんが書いてくれているのですが、やっぱり5ページ目のような文章にしちゃうと内容がわからない。だから、この辺は箇条書きみたいでやったほうが何かいいなという話が。文章というのは、どうも読んで終わっちゃうのです。

宇都木座長代行 わかりました。じゃ、全体の構成はこういうことでいいですか。昨年と同じような構成にして、今、鈴木さんが言った5ページの事業評価の課題という5番目の項目です、このつくりをどういうふうにするかという意見でしょう。

鈴木委員 そうです。

宇都木座長代行 そうすると、そのほかの構成はこういう構成でつくるということにして、あとはその中に入れる内容の問題はご意見があったら、今、鈴木さんからはそういう、事務局もこれでいいかという提案がありましたので議論しましょう。

それでは、5番まではいいですか。何かやってきてみて、これは直したほうがいいというのがあれば。あるとすれば、評価するところに項目がずっとあります。あれをもう少し工夫をしたほうがいいということにするのか、今やってきた評価書の中で言えば、事業における区民ニーズや課題のとらえ方についてというような、こういう項目でいいのかどうか、2番目のこの協働事業の成果目標の設定についてということでもいいのかどうか、それから村山さんからお話があった計画と実施と結果と、そういうのを当初の段階で評価するのと、それから結果が出てから評価するのと、そのところの評価の仕方をどういうふうにするのかという意見もありましたので、意見があれば少しこの際、この機会に出しておいてもらって。

鈴木委員 今、ちょうど触れられたので、区民ニーズのところなのですが、事業対象者の母数がわからないとか、今回、私としては非常に気になっているのです。だから、例えばその計画のところ、ニーズや課題のとらえ方ということで、あるいは提案審査で区民ニーズを把握し必要があることというのは10点の裁量になっていますけど、このテキ

ストだけ読むと、いかようにでも解釈できちゃうのです。

だから、何かここを工夫してくれないと、今さっきの事業なんていうのは、NPOも行政側もわからないけどやりましょうでスタートしちゃっているという、ちょっといかななものかなと。

というのは、わからないことをわかろうとするプロセスの中で、いろんなことが多分わかってくるはずなのです。そこを、まあいいやというのでやっちゃうというのはちょっとまずい。だから、例えば今3ページを見ているのですが、計画、実施、結果云々とテキストモードで漢字が並んでいるのですが、これを例えば地域ニーズや課題の共通認識での把握と書いてあるのを、具体的にはこれはどういうことなのか。例えば凡例、例示を出すとかいうふうにやってくれないと、NPO側のレベルの共通化も醸成できない。YWCAなんて、あれは落とされちゃったけど、文章は非常にしっかりしているのです。ただ、ちょっと内容がいかななものかなということで落っこっちゃったのだけど、文章能力は極めて高いのです。

伊藤委員 鈴木さんの話ですけど、アンケート調査だとか何だとか、聞き取りだとか、それが3人だとか2人だとかという意見が大きくなっちゃうという問題。

それと、1番、2番の市民ニーズだとか何かというのは前から言っているのですが、静態的情報で区民が30万人いて、そのうちに高齢者が何人いて、そのうちこういう人が何人いて、こういうのは別に個人情報でも何でもなし、総数の中でのリストだから、そういう情報を例えば今年のものでその人たちがつくっているのか、その前の18年ぐらいのものを何か引っ張ってきてつくっているのかだとか、自分たちが新しくどこかの地域、1,000件なら1,000件あって、そこに何かやってニーズがあったとか、そういうのは僕はよくわかるのです、そういうふうにやってくれば。

そうしないで、ただ自分たちが団体の活動をしている中で、みんながいいよ、やったほうがいいよという。それだとニーズがあるのかないかわからない。これは静態的なものだから、だれが調べても同じようなやり方でやればある程度同じものが出てくる問題なの。そこに対して点数の開きがあるという、僕はあまりここは開きをつけていないのです、私ずっと。やったか、やらないかというところで見ているぐらいで。

動態的なものだと、その団体がちゃんとやるか、区がやって持っているかしないといけなのだけど、こんなのはだれがやっても、ある程度資料を持ってくれば同じ数字になっちゃうことだから。その手間を省いているか、省いていないかというぐらいだから。

宇都木座長代行 なかなか難しいのだ、ニーズってどこまで細分化するか。

伊藤委員 そう。

宇都木座長代行 例えばNPO活動があるということはニーズがあるのです。そのニーズがどの程度の割合のニーズなのか、例えば新宿区民に対して区民が持っている、あるいは例えば65歳以上の人たちの中の10%がこの事業の対象になるというのをニーズというふうに見るのか、30%以上じゃなきゃだめだというのか、5%でもいいというのか、いろいろあると思うのだ。

そこで言うと、高次脳機能障害だとか、こんなのは本当にわずかだと思う。だって把握すること自体が難しい。けども、そういう活動をやっているという団体がいるということとは対象者がいるということなのだ。

だから、そうすると鈴木さんが言うように、ニーズというのはどこまで細分化して見るのかというのは、審査基準として見るのか、それともそうじゃなくて一般的な区民生活レベルで、ああ、そのくらい対象者がいれば、まあ、これは事業の対象になり得ると、税金使ってもいいというふうになるのか。それは非常に課題によってアンバランスがあって難しいのだと思うけれど、何かそういう幾つかの細分の基準みたいなものをつくるかどうかということで、あまりそれを厳しくすると応募者がいなくなっちゃう。

もともとNPOなんていうのは少数派だから。行政はどっちかということ、多くの対象者がいないとなかなか政策化できないというようなあまねく公平論があるから。そういうギャップはいつもついて回るのだと思うのです。特にこういう市民活動なんていうのはそうだと思うので、だからニーズと言った場合に、量的なもので判断するのか、それから出てきている課題で判断するのか、そこは幾つか大まかなのはつくってもいいと思うけど、あまり厳しく細分化しちゃうとなかなか難しくなっちゃう。

鈴木委員 細かいものをつくるというのは全く思っていないくて。でもねと。NPOと行政が対象者はわからないけどスタートしましょうねと、そこで合意しちゃうというのは、私はいかなものかなと。少なくとも行政側は、高齢者などを言うと、例えば住民登録があって、新宿区の統計表を見れば一発でデータベースで区分できるわけです。

だから、仮説で例えばこの住宅、団地には独居高齢者が何人住んでいるねという仮説を置いて、やってみて募集をかけたらのぐらいたと。全然少ないねと、来るのが。何なんだろうということとどんだんどん調べていったと。そうすると例えば口コミか何かわからないけど、ああいうところで世話人がいて、あそこの部屋にあの人がいるというのが、

だんだんそうやってわかってくるというのが、僕は一つのプロセスじゃないのかな。

だから、スタートとしてわからないけどやりましょうというのは、これはもう絶対だめだねというのがまず一つ。

それから、もう一つ、そういうことをNPO側のほうにはめつつ、行政もやっぱりくどいようだけど提案がゼロというのは、ちょっとこれまたいかなものだねと。そうすると、行政で例えば荒いやり方だけど、あなたの部門の全事業の10%は協働事業として候補にしないで、その計画書を持ってきなさいというふうに例えば行政でドーンと言った場合に、今度行政側が区民ニーズをどうかなということやり出すわけです。

だから、私はそれぐらいの重みづけがないと、区民ニーズというものをないがしろにして事業をやるというのは、協働事業ということが市民も行政もあまねくアライバイ証明の協働事業になっちゃうよね。やっぱりそこは避けるべきだと。ちょっと長くなりましたけど。

宇都木座長代行 そこは鈴木さん、それ、悩ましい問題だと思う。つまりどこも手をつけていないけれど、ものすごく少数派だけど、その問題を解決することによって市民には大変大きなインパクトを与えとか、そういう課題も出てくるのだと思うのです。だから、質の問題も量の問題も含めて検討しなきゃいけないのだけど、我々が判断できる判断材料を積極的に出してほしいという審査委員会としての要望というのは出せると思うのです。

それに対してどこまでこたえられるかわからないけど、可能な限りこたえてもらわなきゃ。要するに採点の大きな項目の一つですということを、そのことによって相手に伝えるということは、説明としてはできると思うのだけど、そこは実に悩ましくて。

鈴木委員 いや、悩ましいのです。わかります。ただ、くどいようですけど、そのアプローチをNPOも行政も何もやらないでスタートというのはちょっとだめだと。少なくとも税金を使っているわけですから。

宇都木座長代行 だから、そこは可能な限り説明して、例えばこれと言えば小中学生の美術鑑賞教育支援なんて、なかなかわかりやすい話だけど、高次脳機能障害の対象となるニーズというのは対象者を言うのか、そういう障害自体を言うのか、そこはもう少しちゃんと提案の際にみんなにわかるようにしてほしいと。

鈴木委員 それはもう仮説でもいいのです、東京都はこうだけど、だから新宿区は何分の1だから、このぐらいのあれが想定されると、よってもってこうだということでもいいのです。

宇都木座長代行 区の皆さんのほうから何か意見がありますか。我々は行政のことを全

部わかっているわけじゃないと言っていたけども、鈴木さんが言うことに対して、行政としてはこういう判断です、あるいはこういう考えですという、それが全体を意味するものでなくとも多少何か意見があったらください。

地域調整課長 そうですね、確かに鈴木委員がおっしゃるように、ニーズがどこまであるかというのを把握するというのが、まずこれは前提だと思うのですが、実際に統計上、あるいは数値上、把握できないケースも中にはあるのです。

ただ、よく行政は一定の推定値というのをを使うのです。そういうものを使いながらもNPO、行政がそれぞれこれぐらいのニーズがあるのだというものを、双方で共通の認識を持った上で協働事業に取り組んでいくということが必要だなと私は思っています。漠然とどうなのかなということ始めるのは、私は協働としてはふさわしくないと思っています。

鈴木委員 私も今の意見はそのとおりで、例えば仮説・推論がこうであって、その中で多分NPOの方なんかだと、例えば新宿区に住んでいる人がもしわかるならば、そういう方にちょっとインタビューをして、こういうことを協働でやろうと思うけどどうですかと、そうしたらAさん、Bさん、Cさんがぜひやってくれという具体的なニーズもありますというのがあれば大変いいなと。

もう1個、例の女性の再就職の話の協働事業があって、あのときに母子手当の制度が変わったからこういうことをやりますと。結果的に新宿区は特別の内容で、あれをやりました。やりますということは、あの協働事業そのものはちょっと変だということになってちょっと脇道にそれちゃったのだけど、僕はあの事業は現場の声は一体何だったのだと。本当にそういうことを望んだのと。何かいいテーマだということで、簡単にポンと協働事業でやろうということでNPOのほう飛びついちゃったんじゃないかなというきらいもあると。

だから、母数の仮説と実際の現場のニーズ、これをやっぱり具体論で提示してもらわないと難しいなと。

宇都木座長代行 皆さんからご意見がありますか。

富井委員 いわゆる計画というやつをつくるときに、行政とNPOとが今以上にもっと早くそういうこともひっくるめて突っ込んで議論をして、それから計画書をつくって出してほしい。そのところだと思うのです。

それで、今はどっちかという、すごく行政と密着でやってやっとながってきると、

あまり行政と話ししないでポツと上がってきちゃうやつとあると思うのです。だから、一次審査に出てくる提案書というのは、その辺をもっと行政とよくもんで、それで出してくてもらえば、そういうことがかなり防げるのかなというふうに思うのです。

宇都木座長代行 そのとおりです。

鈴木委員 僕も皆さんにご意見があるのだけど、まだ協働事業というのが始まったばかりで、双方がどこまで進化しているかという、ものすごくまだ経験が浅いものだからよくわからないものがあるのです。

NPOにしてみると、一部はき違いもあって、協働事業を提案することによって資金が得られる。あるいは、区の何らかのそのほかの支援が得られるという、そういうことを思って協働事業というふうに考えるようなところが出てきちゃう。

それから、行政のほうもどうすればいいのかなというのを、まだ両方がそこまで成熟していないものだから、本当は自分たちがやろうとしている事業を行政と日常的に話しして、わざわざ提案制度でなくてもいいのだけど、それでこれなら一緒にできる、これは一緒にできないという、そういうふうに、また行政のほうもわざわざ提案制度という、これはその誘導なのだけど、そういうことをしなくても日常的に行われるようになって、資金配分がそうやって新しい事業にどんどん割り振られていくということになれば、そこまで行くと解決する問題が大半だと思うのです。

だから、その入り口なものだから、できるだけそのところは、これは審査委員会の仕事かどうかは別にしても、協働事業をやろうとする、僕はだから前から言っているのだけど、すぐれて行政側の立っている位置・姿勢というのを明確にしないと、これが熟していくための時間というのはものすごく時間がかかると思うのです。

だから、そうじゃなくてこれからの区がやる事業の仕組みを変えていって、市民参加協働で新しい仕組みでやろうと言うなら、そういうふうな意識改革がここで出てこない、発注者対受注者になっちゃうとまずいのだ。だから、それは市民参加協働でも何でもなくて、委託事業となっちゃうので、そのところをどうするかというのは大変悩ましいところだろうと思うのです。だから、我々が言えるとすれば、審査をするに当たって判断基準の透明性をできるだけ高くしたい。だから、鈴木さんが言うように、ニーズというのはこういうことで把握してあるので区民に説明がつくよねというのを、どれだけ我々として説得力を持つものにするかどうかということはもう少し検討して、審査する側として。おまえたち、いいかげんなことやっているんじゃないかということに対する答えがそういう

ことしかないのだと思う。ただ、限界があります、それにも。

富井委員 それと、今日の紙にも書いたのですが、行政とよく話し合っほしいということと、それからこれは地域調整課の仕事になるかもしれないけども、行政じゃなくて例えば第三者みたいなコーディネーターがいて、その人が協働事業提案の応募をし始めますというときに一緒に行ってあげて、それでアドバイスしてあげて、そういうことじゃないでしょうと言ったりとか、こういうことをこういうふうにしたら協働の事業になるでしょうと、そういうことを教えてあげる、そういう何かコーディネーターみたいな人がいるといいなと。だけど地域調整課が全部やってもまずいのだろうと思うのです、これは。

だから、私は例えばよくこういう仕組みを知っている人が、民間の立場としてそういうふうコーディネートしてあげると当たり外れというか、変なものが出てこないというか。

地域調整課長 宇都木代行、よろしいでしょうか。今、富井委員がおっしゃったことは、まさしく私自身考えていたことなのです。要はそのマッチングと言うのですか、NPO団体が提案してきた事業が所管の事業課にとって本当にその協働として必要なのかどうか。協働と必要だと双方で認識があった場合でも、お互い顔は見えない状態の中でどういうふうにつくり上げていくのか。今の仕組みの中ではなかなかその時間もないし、お互いに顔が見えないような状況というのが現実の状態なのです。その中で双方を取り持ってコーディネートしてもらえる人、第三者的な立場、これはNPO側にも寄らないし、行政側にも寄らないで公平な立場で見る人がコーディネーターとして入ってもらって、双方のコーディネートをしてもらおう。お互いに引き寄せながら、どういう協働事業を構築していくのか、アドバイスなりできる人を、私自身は探していきたいと思っていますし、逆にその方に、こういうことを言うと行政が楽をしようとしているというふうに言われちゃうかもしれませんが、例えば報告書なり評価書、これはもう相当膨大な時間をかけて作成していますけども、そういうところまで一部ちょっとやっていただけるとか、そういうことも含めてそういうコーディネーターを、地域調整課としては確保していければなという思いがありますので、まさしく今、富井委員がおっしゃったことというのは、私たちが考えていることと方向性を同じくしているというふうな感想を持ちました。

宇都木座長代行 話は今、5番の課題の話に入っちゃっているので一緒にやってもらえばいいと思うのですが、今、富井さんや課長が言われているのは、市民活動支援センターみたいなのをつくっていると、そういうところが役割を果たしているのです。

だから、それはそれで新宿区の場合はどういうやつがいいのかわからないけど、行政が

考えるアドバイザーみたいなのがいて、それでやるというのも一つ。

それから、もう一つはとりあえず説明会をやるときに、だれかこの審査委員会の中から、審査を通して見えてくる課題みたいなものを一遍話ししてあげるとか、鈴木さんが言うようにちゃんと区民に説得力のあるニーズとは何か、というのを説明できなかったら、これは提案としては非常に説得力がないとか、そういう幾つかの今日議論しているようなものを特にNPO側にそのことは話しして、それで富井さんが言うように提案する以上は、行政とどういうことなら一緒にやれるのかというのを事前に、いろいろ日常的な接触の中で住みよい新宿区をつくらうということと同じ課題なのだから、そういうことが共通課題になるように、事前にいろんな日常的な接触をすとか、そういうことをやったらどうですかというのは、とりあえずは委員の立場から言えば、審査を通して見えてくる課題に対して、提案する側はそういうことを少しきめ細かい提案として計画をつくったらどうでしょうかと、作文だけじゃなくて。というようなことをその説明会の中で30分ぐらい時間をとってだれかが説明してあげるとか、それも一つの方法としてとりあえず過渡的にはやってみる必要もあるのかなとも思いますけど、それはどうするかは後々、我々が判断することじゃなくて、我々としては問題意識として今出たようなことを相談してみましよう。

鈴木委員 一般の区民、市民は、行政のことをほとんど知らないでしょう。

宇都木座長代行 うん、知らない、お上だと思っている、近寄りがたい存在なのです。

鈴木委員 近寄りがたい、それから組織も知らないし。何にもわからないですよ。

宇都木座長代行 どこに行ってもいいかわからない。

鈴木委員 それが大多数です。だから、時間がかかるのだらうなと思います。

宇都木座長代行 だから、そういうことをもう少し身近にしようというので市民委員会ができて、地区協議会ができていっているわけでしょう、出張所をつくったり、支所ごとに。まだそれが十分に機能していないというのは、市民運動のほうもまだ進んでいないということになるわけだ。そのほかにありますか、意見。

伊藤委員 4ページで評価の実施経過とあるのです。これにのっとって言うと、9月、NPOと区が自己点検の結果をもとに意見交換。今はもう見ているのだけど、協働の評価している、お互いの自己点検によって相互評価をするの中で意見交換を本当にしているのかどうか。

例えばお互いの意見を手渡しして、それで新しい文章をつくっているのか、それともお互いに会って3時間なら3時間、4時間なら4時間かけて問題点などを話し合って相互評

価シートをつくっているのか、そこが見えてこない。

事務局 今現在、実際に3時間、4時間はかけていなくて、1時間半程度しかかけていないのですが、お互いに自己点検したものを持ち寄って、意見交換する場を設定しております。私たち事務局もそれには立ち会って一緒に入って、その話し合いを聞いております。

宇都木座長代行 それがどれだけ練れているかが問題で、だから時々違うことを言っているわけじゃん。だから、もっともっと話し合ってもらいたいと思う、聞いていて。だから、そこは要望しよう。

伊藤委員 そこは重要なところだもの、きっと。

宇都木座長代行 要望しよう。

鈴木委員 いや、地域調整課も行政の一部門でしょう。だから、一部門は他部門のことについてなかなか言うのは難しいのです、多分。そこは行政マンになったことがないからわからないのだけど、難しそうだなと。

宇都木座長代行 それは縄張りというのは大変なものだ。

鈴木委員 ねえ。

地域調整課長 その縦割りを排除しなきゃいけないと思っているのですけど。

鈴木委員 だから、なかなかうまくいっていないとは言わないでしょうね。

宇都木座長代行 うまくいっていないというか、どうすればうまくいくかというふうに、双方がもうちょっと課題を深め合うというか、鈴木委員がこの前言っている提案が一つもないなんていうのは、それはまじめに考えちゃったらできなくて出なかったのか、それともそんなことよりも、日常業務で検討を要する時間がなくて出さなかったのか、締め切りに迫られて、どうせだったら、まあ、しょうがないね、ない、言っておこうと言っているのか、それはいろいろ中にはあるのだと思うのです。

だけど、この委員会の仕事としては、それはどうかねとやっぱり疑問が出る、行政からの提案がないというのは。

だから、もし僕らが積極的に言うとするれば、行政に要請して、今年のテーマはこれというのを行政が三つ、四つ決めて、それにそれぞれの部署が、私のところは今やっている事業のうちのこれが当てはまるから協働事業として提案したいとか、何かそういう積極性みたいなものを、我々の側から要請するとすれば、そういうふうにしたほうが協働は進むのではないですかという提言とか意見とかは言えるかもしれない。そんなことは余計なことだから言わないでくださいと言われるかもしれない、それは行政には。

鈴木委員 でも協働は基本政策なのです。住民自治と同格の基本政策なのです。そこが行政サイドから何も出てこないというのはちょっと問題だと。

宇都木座長代行 うん、だからこの課題で言うと、僕はやっぱり協働事業のあり方というのをもう少し事業を通してこの事業の場合はここまで進化してもらいたいとか、こういう視点で取り組んでもらいたいとかいうことを、やっぱり指摘をしたらどうでしょうか。事業を通じて協働事業のあり方というものについて、我々としてはもう少し双方で検討してほしいとか、それは言えるんじゃないかなと思うのです。

あるいは、この事業評価の課題の中に1項目、鈴木さんが言うようにもう少し箇条書きにしたほうがいいというのは、ちょっとやるかどうかということは別にまた議論すればいいとしても、協働事業とはどういうものかと。協働事業のあり方について1個加えるとか。

委員会が考えるのだ。我々が審査をするに当たって、協働事業というのはどういうものかというその基準となる考え方みたいなものを、我々はこう考えますということはこの1項目に加えると。

鈴木委員 行政としての協働事業のゴールの姿というのはあるのですか。

宇都木座長代行 だから、それはわざわざ提案しなくても日常的に市民や団体との話し合いの中でやれるようになればいいわけです。

鈴木委員 いやいや、今、私が言ったのは行政評価の対象とした場合に、それに耐え得る協働事業の成果というのは何かまとまっているのですか。

宇都木座長代行 まとまっているのです。こんな厚い基本政策だとか、当面の地域計画だとかに市民参加協働というのがあって、それはこれから市民と一緒に何々をどういうことをやりましょうというのを目標にして進めましょうというのは、大目標、中目標をつかって、当面の目標に書いてあるのです。それをどの分野を今目指しているのかというのが、もう一遍ここに出されてこないと、多分に同床異夢のところがあって、しょっちゅう事業を通じて行ったり来たり行ったり来たりしているわけじゃないですか。

鈴木委員 そうなのです。

宇都木座長代行 それで、僕はそのために、ヒアリングのときに一遍もう少し時間をとってヒアリングしてもらって、それでこっちは質問したりなんかするでしょう。そうすると、それはそれで終わっちゃうから、そうじゃなくて今度は意見交換の場を入れたらどうかと、そこで、こういうことはできないのですか、どうしてこうしないのですかということ、我々が質問したり意見を言ったりする。三者で一遍その事業をめぐって、事業のあ

り方論だとか、事業の進め方だとか、内容にかかわる問題があるのだったら内容もあってもいいと思うのだけど、何かそういう少し議論をする場を設けたほうが、より当事者にとっていいんじゃないかと、我々にとってもいいとか、つまりそれぞれが考えていることがはっきりすればいいことなので、そういうのを少し入れたら、ヒアリングで30分で終わっちゃって、はい、次の人というよりも、そういうことのほうが進化していくのではないかと思うのだけど、いや、これは皆さんの意見を聞いて、この中につけ加えるならつけ加えると。というふうに考えました。

鈴木委員 中間評価会なんて言うと、NPO側もちょっと固まっちゃうから、少しやわらかく意見交換、少し向こう側の言いたいことを、行政側も言いたいことがあるわけだから、それは私、賛成です、今の提案は。

宇都木座長代行 私なんかは市民運動の立場からすると、もうそれぞれNPOが単特で何かやること自身の限界みたいなのがたくさん社会の仕組みの中から出ていて、このNPOとこのNPOと一緒に合同して新しい事業をやると、もう少し波及効果が出ていい事業に発展していくという、だからそうしないと多分地域社会は変化にならないのだと思うのです。

そういうことは行政もそうで、その縦割りをなくすというのも同じことで、そういうことも行政を通じて、このNPOさんとこのNPOさんと、それは三者の協働にしましょうかとか、そういう何か新しい展開が出てきてもいいんじゃないかと。

それで、我々は結局区民から求められているというか、行政もそうでしょうけど、こういうことをやって、どこがどう変わったのというのがイメージされないといけません。だから、最初の提案で言えば、このことを5年続けると、地域がこういうふうに変わりますということがイメージとして出されて、それに向かってやりましょうと、当面協働事業は入り口だけど、そこに進みましょうというふうに本来なるべきだろうと。そういうことが、協働事業が向かっていく方向じゃないかというふうに私なんかは思うけれど、そういうことで皆さんの意見が一致するのだとすれば、そういうことを行政の皆さんにもNPOの皆さんにも説明して、協働事業というのはそういうイメージを描いてやって考えてみてくださいませんか。それが事前の議論であり、行政と市民との意見交換でありということを少し説明するというか、話ししたらどうかと。

伊藤委員 普通、企業だと何か事業を興すじゃない、新しく。そうすると、もう最終の5年という、あるべき姿をつくっちゃうわけだ。それに向かったプロセスをつくって目標

値も決めていくわけですが、毎年。これも1年というもので出してくるけど、2年でも見て
いるかわからないけど、それで終わりじゃなくて、これをやっていくことによって、自分
のところの本来事業がどう変わってくるのと。

そうすると、ある程度進んだときには、ああ、新宿区ではこうなっていくのですと。僕
はをこをできるようなNPOが育ってくれりゃ一番いいのです、見えるから。そのステッ
プ、ステップ、ステップでやっていく。今、宇都木さんが言ったのはそこだと思ふ。そこ
の考え方がまだない。NPOもないし、行政のほうもまだない。

宇都木座長代行 だから、我々が何かこうぼやっとするのだけど、描く姿というのは、
協働事業というのはそういうものじゃないかと。このことを5年間やったらこういう姿に
なって、地域社会がこう変わりますよというのをイメージとして描いて、それに向かって
行政がどういう役割をするか、市民がどういう役割をするか、あるいはほかのところにと
う働きかけていくかという、そういう組み立てを協働事業自身で考えるのも、一つの協働
事業を進めていく指針の一つになるのではないかということも、何か両方にわかってもら
うようにするためには、そういうこともどこかに入れたほうがいいのではないかなという
のは、つまり我々が審査するこの課題というのはそういうことなのですよということを、
お説教がましいことになっちゃうのかもしれないけど、何か簡単につけ加えて、この課題
の中に入れてみたらどうでしょうねと。

それで、そういうことを説明会でもお話しできるような機会を持ってもらおうと、少し前
に進んでいく方向性が出てくるのではないかなと言うのですけど。

ほかにありますか。今日は第一読会みたいなものだけど。

村山委員 この事業評価報告書は、実際評価をしましたということで報告しますという
ことなのですが、これは具体的にどのように生かされていくのか、それだけちょっと教え
てもらいたいのですけど。

いろいろヒアリングをやって、この中で協議を熱心にやりました、こういう結果が出ま
した。ああ、支援会議でもそういう結果になったのかで終わらせるのか、それが今後この
評価結果が、次にこう生かされるような何か方向というのは現在あるのかどうか、ちょっ
とそれだけ。

地域調整課長 この評価の報告書は、一昨年度採択された事業、2カ年間分は採択でき
るのですけども、今年度だけで終わる事業については一定の総括という形で、それは今度
協働事業じゃなくて、各部の所管の事業に落とし込むときには、ここで評価していただい

た内容が活かせるような形でその所管部のほうと私どもで橋渡しをします。

それから、引き続き2年目をこの協働事業提案の事業として行う場合は、まさにこの委員の皆さんで指摘していただいた事項を翌年度の事業実施については、そこを改善しなさいという形で我々のほうでやります。

ですから、初年度、評価が低かった、例えばC評価がついているような事業につきましても、翌年度はB評価になったりということで、一定のこの評価会で指摘していただいた事項が、翌年度については活かされているというのが一般的な傾向として見受けられます。

宇都木座長代行 だから、村山さん、さっき言った、僕らの一方的に評価になっちゃうのです、結局は最後は。

村山委員 そうですね。

宇都木座長代行 だから、中間ヒアリングをやるときに、意見交換をするとそのことが、ああ、審査会はそういうことを見ているのだなとか、あるいは評価というのはそういう評価なのかなというのが次の段階に活かされるような、そうしないと多分団体も行政も、これを見ると何か不満がたまっちゃうと思うのだ。おれたちの意見、じゃ、どうして聞いてくれるのだという話になるでしょう。

村山委員 うん、ちょっとその辺が心配だったので。支援会議が勝手にそんな評価を下して、それで終わっちゃうと何か。

鈴木委員 そういうNPOもありました、もう二度と提案しないという。

村山委員 ああ、そうですか。

宇都木座長代行 そうそう。

鈴木委員 あれはちょっと微妙な感じがするのだけど、あの辺については。

宇都木座長代行 だから、初年度の中間でやったら、そういう意見交換したことが次の事業に反映されていくようにしないと意味がないのです。だから、そのためにも少し時間をとって、そういう意見交換の場を持ったらどうかと思っているのです。そこはまた欲求不満になって。

村山委員 多分私も何かそんな欲求不満が、多分私たちのやり方もあるので。

宇都木座長代行 ねえ。

村山委員 だから、支援会議が勝手にそういう評価をしたと、そしたら後はだめになってもいいとなって終わっちゃうと、私たちが何のためにここで一生懸命議論をしても、相手のほうには不満だけ残ってとなったのじゃ、ちょっと私たちが何のためにやったのかと

という感じがするので。

富井委員 だから中間でやるじゃないですか、まだ終わっていない段階で。終わっていない段階でやるから、その後、必死でラストスパートかけたところなんかは不満が残るし、早目にスタートしたところは、ああ、そうかなと思って。だから中間でそういうことをやって、ヒアリングじゃなくて意見交換もやって、道をちょっと直すのだったら直すとかそういうことを。

それで、最後、終わった後、これ、発表会があるのです。だけど、あれは別に自由参加で僕なんかは行ったのですが、こういうふうになって終わったのだというのをちゃんと聞いてあげて、それで議論をするという、そういう場もやっぱりつくってあげたら、そしたら、ああおれたち、こういうことでだめになったのだとか、こういうことを頑張れば次に行けるのだとか。

だから、そういうことをきちきちとしてやれば、まあ、支援会議もちゃんと思われる。だから、宇都木さんが言ったさっきの中間のこのところで、もうちょっと時間をとってディスカッションしよう。だから最後、終わったときにちゃんとディスカッションして、お互いに納得しよう。納得しないかもしれないけど。

宇都木座長代行 最終報告を聞いて、それで最終評価をするというのが一番いいのかもしれないけど。

富井委員 まあ、それはそうだけど。

宇都木座長代行 なかなか時間がそこはうまくいかないから、どういう方法があるかどうかを検討してみましよう、それは。気をつけなきゃいけないのは、我々が何か誘導しているみたいになっちゃうといけないから、なぜ我々がそういう評価をしたのかという、そのところを情報開示して、みんなで議論する必要があるだろうと思います。

わかりました。あと皆さんからご意見があれば、少しこれもまた寄せてください、まだ少し間がある話ですので、今日はまだもう一つ相談しなきゃならないがあるので。

事務局 それで、今の5番のところは項目を立てたほうがよろしいでしょうか。今のお話を聞いていると、昨年度は主に評価のあり方的なものがご意見として多く挙がっていたのですが、今年度はもうちょっと広げて、その協働事業のあり方ということで書いていくように出しますか。

宇都木座長代行 少し入れますか、そこを。

事務局 ここ、協働事業評価の課題というふうな5番の項目立てを今はしているのです

けど。

宇都木座長代行 だから、いや、この中に入れても構わないと思うのだけど、評価する側から見て協働事業のあり方というのをどうする、例えば僕がさっき言ったように5年ぐらい先にイメージを描いて、それに向かって1年度はこう、2年度はこう、3年度はこう、そのことによって地域がこう変わるのですみたいなそういうイメージを描いた協働事業というのを組み立ててほしいとか、何かそれはこの中の1、2、3の中に1項目挙げればいいんじゃないですか。

事務局 昨年度、この項目立てをしたのですが、今年度も同じように。

宇都木座長代行 これはこれでいいでしょう、1から4まではそう、書き方は別にしても。

鈴木委員 今議論しているのは、だから協働事業そのものをやっているわけです。

宇都木座長代行 だけど、協働事業のあり方論をこの評価会としてどこまで突っ込むのかというのがあるから、評価する側の立場から見て協働事業のイメージというのはこういうふうに考えていますよということを、どこかに入れておけばいいのではないか。

事務局 今、お話を伺っていて事務局で考えたのが、この5番の今は協働事業評価の課題となっているのですが、こここのところを協働事業の評価を通して見えてきた協働事業のあり方みたいな題目にして、皆様にその具体的なご意見を述べていただくというふうにしてもいいのかなと思いました。

伊藤委員 それは前のときもあったのだ。

事務局 ええ。

伊藤委員 これは評価書だから、評価外のことをある程度項目立てるとまずいいんじゃないかとかあったから。今のように評価会を終えて見えてきた課題だとか、という形で今のような事業、あり方みたいなのをポツと入れるのならば。

宇都木座長代行 それはそれでいいのだよね。

伊藤委員 いいと思うけどね。

事務局 ええ。

宇都木座長代行 何かやっぱりどうも違うというところの何が違うのかというののイメージは出してあげたほうがいい。あとはいいですか。

村山委員 すみません、最初に鈴木さんが言われたように、やっぱりなるべく文章じゃなくて、箇条書き的なほうが読んでいただけるのかなということは私も賛成ですので、も

し事務局でその程度でできるということであれば、なるべくそういう方向でと。

宇都木座長代行 ちょっとそこは工夫してもらいましょう。

事務局 はい。

鈴木委員 できます？

事務局 委員もよろしく願いいたします、そのところご協力よろしく願いいたします、箇条書きになるように。

鈴木委員 ああ、そういう意味ね。

事務局 はい。

地域調整課長 出していただくのを箇条書きにするとか。

鈴木委員 出せと、そういうこと。

事務局 こちらの文章でいただいたときに、どこの部分を拾って書けばいいのかがわかればいいのですけれども、委員の気持ちになればいいのですけれども、そのように努力はいたしますが。

宇都木座長代行 この意見は、皆さんに出してもらうのは、今日議論したほかにも意見があるかもしれないので、それはどうしますか。

事務局 こちらはまた次回のときに議論していきたいと思うのですけども、その前、事前に。

宇都木座長代行 そしたら最初は正月明けだね、これも。

事務局 はい。

宇都木座長代行 では、これも4日。

事務局 はい。

宇都木座長代行 1月4日までに意見があったら出してください。

事務局 それではシートを送らせていただきます。

宇都木座長代行 それでは、今日は第一読会ということでそれで終わりにしましょう。次のやつに行きましょう。

それでは、第2議題です。助成金の改正についての検討をやりましょう。それでは、説明してください。

事務局 では、ご説明をさせていただきます。NPO活動資金助成の平成22年度の改正の検討ということで、各委員のほうに事前にメールでお送りさせていただきました5点の資料、活動資金助成改正案、それから採点表、申請書、実績報告書、それから最後に実

施要領とありますけども、この5点の資料について、今日は確定していくという作業になります。

それで、このNPO活動資金助成の制度改正に当たっては、協働推進基金条例の施行規則の改正が必要となってくる部分が一部あります。その関係で、本日お手元に行っています5点の資料のうち、NPO活動資金助成改正案のA3の表の内容、それから様式関係、助成金交付申請書と実績報告書、この3点については、今日の会議で確定をしていただきたいというふうに考えております。それ以外の部分については、また今後調整していくことも可能かというふうに考えております。

では、内容の説明のほうに入らせていただいてもよろしいでしょうか。それでは、まず1点目です、平成22年度NPO活動資金助成改正案についてということで、お手元にA3横の表をご用意いただければと思います。こちらは、2ページにわたっております。こちらのほうなのですが、赤字を入れさせていただいております、修正案というような形になっております。

こちらは10月26日に開催をしました第7回協働支援会議で議論をしていただきまして、その議論の結果を踏まえて修正案を修正したものであるということになっております。赤字で書かれているものが修正した部分になっております。

まず1点、大きな修正部分としましては、同一または継続性のある事業についての助成回数の制限を3回までという形で修正をしております。

それから、経過措置的なものなのですが、平成21年度までに既に3回以上助成を受けた事業についても、来年度申請されることが想定されますので、そういった事業については、平成22年度に限り申請ができますというような形に修正をしております。

それから、育成枠の部分のネーミングなのですが、前回、仮称でスタートアップ助成という言葉を入れさせていただいたのですが、会議が終わった後に委員から1件ご提案をいただきましてお名前をいただいております。新事業立上げ助成というネーミングでいただいておりますので、こちらの案の中に反映をさせていただいております。

このほかに若干事務局のほうで追加といいますか、調整をさせていただいた部分があります。2点ほどなのですが、まず一つ目が、新事業立上げ助成の収入額についての括弧書きの記載を追加しております。収入額のところに、前年度繰越金や借入金を含めない経常的な収入というのを括弧書きで入れさせていただいているのですが、これはもともと財政的に小規模な団体を優遇するために、収入額を対象要件としたところなのですが、その団

体の経常的な収入ではない例えば借入収入ですとか、そういった臨時的な収入があった場合に対応できるようにということで、説明書きを加えたものとなっております。

それから、2点目、事務局で修正を行った部分なのですが、2ページ目をお開きいただきまして、審査基準のところになります。この下から2番目のところの点数配分の部分なのですが、前回のときに10点からの採点結果をマイナスするというような形で、継続事業の審査に当たって、委員の評価から10点をマイナスした結果を全体の得点から減点をしていくという審査項目の部分です。これをよくよく考えてみますと、各団体に対して委員が持っている評価点の合計点は50点満点という形になります。ここで10点減点項目が二つありますので、この50点に対し最高20点引かれてしまうということになりますと、減点項目が占める割合が大き過ぎるのではないかとということで、こちら事務局提案で、5点満点の減点項目にそれぞれ修正をしたいということで提案をさせていただいています。

それから、最後に前回の議論で委員のほうから意見がありましたこの審査基準の9番目の「公的な財政支援に過度に頼らなくても継続的・安定的に事業を遂行できるように努めているか」という部分の「過度に」ということについて、やはりある程度の具体的な基準を考えておく必要があるのではないかとというようなお話があったかと思います。

まず一つ目としては、この基準については、過去に助成を受けた事業が継続して申請をしてきた場合に、それが自立に向けて努力をしているかということの評価する項目になるかと思いますが、まず継続事業に対する審査基準だということが明確になるようにということで、一部前段のところの表現を変えてございます。

それから、過度にという解釈については、この申請事業の総事業費に占める助成金の割合が、過去に申請したときにおける割合よりも次の年については下回っているということ最低基準として評価とする取り決めとしてはいかがかなということで考えております。

事務局の説明は以上になります。

宇都木座長代行 皆さんのほうからご意見やご質問やら。

伊藤委員 最初のこのA3の最初の一番上、助成対象団体の新事業立上げ助成のところ、新宿区に登録したNPO法人のうち、以下の のいずれかを満たし、事業の自立経営、括弧で入っています、事業型NPOと。別にこんな括弧にしないで、いずれかを満たす事業型NPOで自立経営を志向しているでいいのではないかなと思う。

宇都木座長代行 いずれかを満たす事業型NPO。

伊藤委員 いずれかを満たす事業型NPOで自立経営を志向している。

宇都木座長代行 自立経営を志向しているNPO法人。

伊藤委員 という意味でしょう。

事務局 そうですね、はい。

伊藤委員 だったら、括弧してやる必要はないでしょう、これ、正面に出しちゃえば。

事務局 そうすると、事業型NPOが要件になってくる必要があるという。

伊藤委員 事業型NPOで、でしょう。

事務局 事業型NPOを目指すNPO。

事務局 今はそうではないけれども、事業型をゆくゆく目指していきたいと考えている。
今の伊藤さんのお話から行くと、既に事業型NPOでなくてはならないという。

伊藤委員 うん、そうそう。そういう意味じゃないのだろう、これ。

事務局 ええ、そうですね、NPO活動がいずれ自立に向かっていていただきたいということで、そういうものを目指している、今はそういう。

伊藤委員 では、これは括弧じゃないのではない、事業型NPOを志向しているのでしよう。だったら、括弧は要らないじゃない、これ。自立経営というのは、すべて事業型NPOなの？そんなことないよね、調査型NPOだっていいよね。

事務局 ええ、あります、あります。

伊藤委員 括弧するとおかしいよ、ここ。

事務局 そうですね、はい。

関口委員 私もちっとこのあえて事業型NPOというふうに入れるのが混乱を招いているのかなというふうに思うので。

事務局 ああ、なるほどです、自立経営を目指している。

関口委員 事業型NPOと言ったときに、どのくらい、何が事業型なのかというのは、ちょっとまた定義がややこしいので、これはあえて入れなくてもいいんじゃないですか。自立経営を志向しているNPO法人でもすっきりいくような気がするけど、いかがですか。

伊藤委員 調査研究や何かのNPOじゃないということを言いたいわけでしょう、多分。何をもってほかのNPOと事業型NPOの区分をするのか、そこを明確にしないと、今言われて質問されたときに。

事務局 そうですね。

宇都木座長代行 これは言わんとしていることは、何か同好会の集まりのNPOみたい

じゃ困りますと。地域社会に役立ってもらおうような、そういうNPOでないと困りますと
ということなのでしょう、趣旨は。

事務局 そうです、はい。

宇都木座長代行 だから、事業型というか、何か事業型にかわる言葉とすれば何かな、
地域社会を構築する役割を果たすとか、地域社会をつくるはおかしいな。

鈴木委員 でも、自立経営なのでしょう。

事務局 そうです。

鈴木委員 自立経営を志向しているNPO法人でいいじゃない。

伊藤委員 そんなことをしたらおかしいよ、事業型なんて。持ってくる助成金の申請書
には何々をしたいと出てくるのだし、そこによって振り落とせばいい話で。

地域調整課長 では、落としちゃう。

事務局 落としましょう。

事務局 落として、自立経営を志向するだけで。

事務局 ありがとうございます。

宇都木座長代行 それにふさわしいかどうかを審査基準の中でやりましょうと。

伊藤委員 そうそう、いつもやっているのだから。

宇都木座長代行 いずれかを満たし、自立経営を志向する。はい、じゃ、そうしましょ
う。事務局が提案したことの趣旨はそういう趣旨だから、それはなくてもいい。

ほかにありますか。経過処置はいいよね、NPOの助成回数を3回にすることによって
の経過処置は。

伊藤委員 それと、2枚目の、将来的に着実な活動ができるようというところ。将来
的であればいいのか、将来的っていつごろのことなのか。10年？将来的にいつごろのこ
となの、これは。うちは目指していますとやればいわけでしょう。

宇都木座長代行 だから、3年助成を受けたらもう自立できると。

伊藤委員 5年とかじゃない、これは立ち上げだから、この立ち上げ期間内にそれが見
えてくるのか。

宇都木座長代行 だから、そこは何か、だけど将来じゃなくて言葉をやり変えるか。

事務局 そうですね、助成自体は3年ですが、ただ事業の内容によって、恐らくそのケ
ースも変わってくるのだと思うのですけど。

伊藤委員 それは事業内容じゃないよ、自立経営のことを言っているわけだから。

地域調整課長 必ずしも将来的にというのは、年数はあまりちょっと想定しづらいのかな。要は3年間は助成しますけども、それをもとにステップアップして行って、将来的に自立ができるように、そういうものを。

伊藤委員 そういう意味でしょう。

地域調整課長 そういうことなのです。

宇都木座長代行 これは、本来はNPO支援だな。

伊藤委員 うん。

宇都木座長代行 NPO法人としての活動が着実に実施できるよう自立経営を目指していること。言わんとしていることはそういうこと？

地域調整課長 そういうことです。

宇都木座長代行 それは適当に直してください。

ほかにありますか。これ、10点だと引いちゃったらあまりにもでか過ぎるから、ハンディがつき過ぎちゃうということでしょう。

地域調整課長 ええ、せめて1割がどうかかなと思ったと。

宇都木座長代行 うん、それはそうだ、そこであまりハンディしよわせちゃうと、またいなくなっちゃうから。どうですか、皆さん、ここは10から5に変更すること。

鈴木委員 異議なし。

宇都木座長代行 いいですか。

鈴木委員 はい。

宇都木座長代行 はい、ほかにありますか。過度に頼らなくても継続的・安定的に事業を遂行できるよう努めているか、これはいいですか。公的な財政支援に頼らなくてもでもいいのだけだな、過度を入れなくても。でも、強調しておいたほうがいいでしょう。

関口委員 減点項目とするというのは、これは具体的に何を減点項目とするのですか。

事務局 これは上の審査基準と同じになります。

関口委員 ああ、上と同じに。

事務局 5点からその採点結果を引いた数値をマイナスすると。

関口委員 ああ、なるほど。

伊藤委員 このシートのほうに5点マイナスと書いてある、このところだよな。

事務局 はい、そうです。

伊藤委員 5からゼロまでだな。

事務局 はい。

宇都木座長代行 いいですか。

関口委員 はい。

宇都木座長代行 ほかにありますか。ほかになければ、今説明がありました22年度NPO活動資金助成改正案については、一部修正をして承認ということにしていいたいですか。

鈴木委員 はい。

宇都木座長代行 はい、じゃ、そうします。はい、次、行きましょう。

事務局 それでは2番目の資料になります。NPO活動資金助成採点表、新事業立上げ助成及びNPO活動資金助成の改正案になります。今度採点表が2枚になるというのが事務局案になっております。まずこちら、新たな審査基準に合わせまして、採点表をそれぞれ修正しました。それで、2種類の採点表という形になっております。NPO活動資金助成の採点表における右側の実績評価の部分は、過去に助成を受けたことがある事業についての継続審査の場合のみ採点をしていただく項目という形になっております。それから、かなり目立つ位置に表が新しく入ってありまして、この評価の目安というものを新たに設置してはどうかということで事務局提案をさせていただいております。こちら、今年の第1回の協働支援会議においてもご意見をいただきまして、各委員の評価の標準化を図っていったほうがよいのではというような意見がありました。

具体的に言うとよいが10点なのか、よいが6点なのか、よいが5点なのかというところで、やはりそこに審査員の開きがあってはいけないのではないかというようなご意見がありましたので、ここで評価の目安というものを入れさせていただいております。具体的な使い方としましては、採点表のところ、各委員にはその評価の目安に基づきまして、この評価AからEについて、こちらの採点表に記載をしていただくような形を想定しております。その評価を事務局のほうで点数変換をいたしまして、合計点を集計するという形で考えております。

例えば10点満点の場合にA評価がついていれば10点、Bであれば8点、Cであれば6点、5点満点の場合でAがつけば5点、Bがつけば4点、Cがつけば3点というような形で点数変換して集計をしていこうということを考えております。

今の変換のことについては、この表の一番下のところに注意書き的なもので書いております。こういう形で変換をしようということで考えております。

以上、採点表についての説明になります。

鈴木委員 点数を入れちゃいけないのですか、これ。

事務局 ええ、評価を入れていただければ、それは私たちのほうで。

鈴木委員 A、B、C、D、Eなんていうことで。

事務局 はい。

鈴木委員 いいのでしょうか、点数を入れても。

事務局 ああ、これに基づいて10、8、6、4、2と入れていただくということですかね。

鈴木委員 ですよ。

事務局 はい、それはそれでも構いません。

伊藤委員 間の点数はないという話だよ、9だとか。

事務局 そうですね、10点満点だと奇数の点数がなくなるというようなことはあります。

地域調整課長 10点の項目と5点の項目がございますので、刻みが違ってきますので、そこを気をつけていただければいいと思います。

鈴木委員 0点はないのですか。

事務局 はい、0点はないです。

宇都木座長代行 本当は認められないというのは0点なのではないの、違うの。提案したら2点もらえるということになっちゃう、いいのかな。

地域調整課長 これは相対的なある程度意味合いがございますので。

宇都木座長代行 ああ、そうか。

事務局 ええ。あとは今までの60%という基準の割合をどうするかというような議論はこれから出てくると思いますけど。

宇都木座長代行 いずれにしても高い順番にとっていくわけだから。みんな要するに平等性が確保されていけばいいわけだ。

伊藤委員 だけど、Eの「認められない」に点数があるというのもおかしい、基本的に言うと。

事務局 これだけ0点にしますか。

伊藤委員 そうだよ、認められないのに点数があるのはおかしいよ。

事務局 確かに10点のときに2点それで入ってしまうというのも。

鈴木委員 だって、5点評価のほうが2点だとDまでもらえるだから、大きいよね。

伊藤委員 そう。

地域調整課長 これはAが大いに認められる、ですから、Eがほとんど認められないにするか。それで、点数を1点とか2点あげたと。

伊藤委員 Dがどちらかといえば。

事務局 ほとんど認められない。

地域調整課長 Aが大いに認められる。だけど、対立概念としてはほとんど認められないにするか。

事務局 どちらかといえばとか、その程度で。

地域調整課長 これはEの感性に基づいた話ですけど。

関口委員 これは6段階にするというのはどうなのですか。

事務局 ありますね。

伊藤委員 ゼロを入れて。

事務局 E、Fまでつくるとのことですね。

関口委員 Fが全く認められない。

鈴木委員 あまりそれ、細かくつくっても、また傾向が微妙になっちゃうのだ。

宇都木座長代行 そう、同じことになっちゃうのだ。

鈴木委員 そうそうそう。

宇都木座長代行 だから、それはこういうふうにする以上は、ある程度差がつくようにしないと意味がない。それから、評価の幅がそんなに広がらないようにしないと意味がないのです。

鈴木委員 そうなのです。

宇都木座長代行 それはだって同じこのA評価でも10に入れる人と6に入れる人があったとしたら、これはもうえらい違いだから。だから、Eというのは、これはゼロにしてもいいかもしれないけど。

鈴木委員 だから、ゼロはあれだったら1点でもいいですけど、何か2点というのは、認められないで2点というのは何か。

伊藤委員 だめだのに許されたらおかしいよね。

鈴木委員 認めないけど点数をあげると。

地域調整課長 認められないはゼロにするか。

宇都木座長代行 だけど、全部の項目でゼロならあり得るだろうけど、そのほかのとこ

ろはよくて、どこかの項目だけが悪いというのはあるじゃない。

鈴木委員 そうなのです。

宇都木座長代行 ねえ。だから、ゼロでも構わないのだけど。

伊藤委員 そう、つかないよ。

宇都木座長代行 うん、例えば(1)の区民ニーズがAで、資金の計画がEなんていうことだってあり得るわけじゃない。

伊藤委員 計画が悪いから。

宇都木座長代行 うん。だから、それは1でもゼロでもいいのだけど。

宇都木座長代行 これは5点のところはゼロだ。

地域調整課長 今年はゼロをつけている委員は1人もいなかったです。

事務局 いないです。

宇都木座長代行 だけど、これはちょっと差があり過ぎるから。

鈴木委員 いや、ゼロはないけど2点はないというが、1をつけているのがあったのでしょう。

事務局 1つけているのは、はい。

鈴木委員 でしょう、僕はつけていたもの。だから、2までしかだめなのかと思った。

事務局 あります。

宇都木座長代行 だから、10点満点はゼロがなくても構わないけど、1でもいいけど、5点満点のところを1点というのは、ちょっとウエートが大き過ぎるんじゃないの、これはゼロにしないと、そんなことはない？

伊藤委員 ゼロでいい。

地域調整課長 では、Eはゼロにしますか。

事務局 10点と5点とそれぞれ両方。

宇都木座長代行 あとは評価の問題だから。

鈴木委員 認められないのだからゼロ点です。

伊藤委員 ねえ、認められないのだから。

宇都木座長代行 そりゃそうだよ。

伊藤委員 普通はそういうこと。

鈴木委員 認めないと言うのだから。

伊藤委員 普通ゼロなのだよな。

宇都木座長代行 否定なのだから。

地域調整課長 では、Eはゼロ点でよろしいでしょうか。

伊藤委員 はい。

宇都木座長代行 では、そうしましょう、両方。あとはこの点数のつけ方、評価の仕方はいいですか。

富井委員 実績評価は何点でつけるのですか。

宇都木座長代行 実績評価？

富井委員 5点満点でつけるの？

事務局 そうですね、評価はあくまでAからEでつけていただくのですが、その点数の結果から5点満点で変換をしまして。

富井委員 5点ね。

事務局 そうです。例えば。

富井委員 5点ついたら、5点から5を引くからゼロで変わらないと。

事務局 そうです、減点にならないということです。

富井委員 それで3点がついたら5点引くからマイナス2で、マイナス2を足すということね。

事務局 そうです、足す。

富井委員 2を引くということね。

事務局 ええ、はい、2を引く。

富井委員 5点満点だ、両方、だからA、B、Cでつけるのですね。

宇都木座長代行 下に評価点、5点と書いてある。

伊藤委員 実績評価のところでしょう、実績。

富井委員 いやいや、満点を書いていないから。

伊藤委員 これ、ゼロでしょう。マイナスだから、当然。

事務局 はい、満点はゼロです。

伊藤委員 満点はゼロだ、そこから引いていくのだ。

宇都木座長代行 うん、マイナス評価だから。

伊藤委員 マイナスAとかマイナスB。

宇都木座長代行 だから、マイナスEというのは、ゼロだよ。

事務局 はい、そうです。そうすると5点減点になるということです、全体の評価点が

ら。

宇都木座長代行 いいですか。はい、じゃ、次に行きましょう。

事務局 よろしいでしょうか。それでは、あとの様式のところについて、二つまとめてお話ししてもよろしいでしょうか。

宇都木座長代行 はい、そうしてください。

事務局 申請書と実績報告書の様式の改正についてご説明をさせていただきます。まず、こちら様式の変更については二つの側面から検討しておりまして、まず一つ目が、改正の検討のもとになりました各委員のほうからいただきました協働事業検討課題一覧、こちらにおいて申請書式の簡素化の検討をしてはどうかというようなご提案がまず一つあったということ。

それから、今回の審査基準の改正がありましたので、その審査基準に対応できるように質問項目を追加していく、そういった二つの側面で改正の検討をしまして、この事務局案を作成させていただいております。

この事務局案の中で追加・変更のあった項目については赤字で記載をしてあるのですが、まず追加した項目としましては2点です。2ページ目のところに二つ枠が出ているのですが、新事業立上げ助成の審査基準に合わせまして以下の項目を追加しております。まず、将来的に着実な活動ができるよう自立経営を目指していること、こちらの審査基準に対応するものとして、団体の経営基盤強化に向けた取り組みと今後の展望、こちらを項目追加しております。それから、様式だと一つ上になりますが、事業を遂行することにより団体の能力向上が期待できるかという審査基準に対応した項目としまして、申請事業を実施することによる貴団体の活動への効果、こちらの2点を項目追加をしております。

それから、統合した項目が2点ほどございます。質問内容が一部重複していると思われた項目について、簡素化のために項目を整理しております。もともとの旧助成金申請書のほうにありました事業の対象者の欄に入っていた部分で、区民等が享受する予想利益の具体的内容、こちらの部分については期待される成果というところに統合しております。これは期待される成果のところ、二つ項目が出ているような形になっています。

それから、必要とされる人員・設備という項目があったのですが、こちらの部分を実行体制、こちら2ページ目の実行体制のところですが、ここに必要とされる人員の確保のめど等というところに統合をさせていただいております。

続きまして、実績報告のほうをご説明させていただいてよろしいでしょうか。

宇都木座長代行 はい。

事務局 事業実績報告書の様式改正案になりますが、こちらやはり簡素化と、それから継続事業の審査をするときに、その審査基準を満たすための情報を記載していただくための項目を追加するというので、その二つの側面で検討を行いました。

それから、前回の検討の際、10月26日の支援会議の中で、この実績報告書の中の自己評価で費用対効果について記載をしていただく項目を設置したほうがよいのではというようなお話もいただきましたので、こちら取り込んで改正案を作成しております。

まず、追加した項目が2点、まずNPO活動資金助成、継続審査になる部分での審査項目の9番目に過去の助成事業について自立を図り、公的な財政支援に過度に頼らなくても継続的・安定的に事業を遂行できるよう努めているか、こちらの評価項目の審査に対応する項目としまして、こちらの実績報告書で言いますと3ページ目になるのですが、下から2番目、今回の事業を次年度以降も継続していく場合、助成金だけに依存せず、今後も安定的に事業を継続するための財源確保等に向けた取り組みはなされていたか、という項目を追加しております。

それから、先ほどと説明が重複しますが、費用対効果に関する項目をこちらの四つ上のところに費用対効果は適正であったかという自己評価の項目を加えております。

それから、旧様式から削除した項目が1点ありまして、こちらは今回の改正案で、助成の基本方針の中にもともとありました助成により新たな事業のスタートやステップアップにつながることで、こちらの基本方針の項目を削除しましたので、これに対応して、旧様式のほうにありました項目の今回の事業を発展させた新たな事業としてどのような事業が考えられるかという質問項目を削除しております。

以上、様式についての説明になります。

宇都木座長代行 二つ様式変更の提案がありましたが、ご意見ありますか。

伊藤委員 この事業実績報告書、これが出ていけば、先ほどの実績、A4の横のこのところの実績報告のうちの自己評価は済んだと理解すればいいの？

事務局 あとはその内容。

伊藤委員 これが出ていけば自己評価されるわけじゃない、これも。

事務局 自己評価を行って。

伊藤委員 実績があって、裏のほうに自己評価があるよね。

事務局 はい、ええ。

伊藤委員 これが出ることによって、自己評価がなされたと判断していいの。

宇都木座長代行 だから、その内容は、それが十分かどうかというのは。

伊藤委員 それは別に、自己評価はしているということだよな。

事務局 これが出ているということは、その評価はしましたということです。

伊藤委員 そうそうそう、うん。

事務局 あとはその内容面で各委員にご判断いただいて、どうだったかというような採点かと思います。

伊藤委員 何も書いていない、自己評価したかどうかと書いてあるだけだから。

事務局 何かもう少し修飾語が要りますか。

伊藤委員 いやいやいや。

地域調整課長 ああ、これが。

伊藤委員 これとリンクしてきちゃうのだ、ここが。おれのところは自己評価したとなる。すると、半分ぐらいこれが出ていりゃ、マイナスの二、三点はしないで済むとなっちゃうんじゃないだろうか。

事務局 それは自己評価を提出していれば、私は5点満点だという認識？

伊藤委員 いや、満点じゃない、その前があるから。

事務局 ああ、前がありますからということ。

伊藤委員 うん、二、三点のマイナスはあるかどうかは知らないけど、二、三点はこれで救われちゃうのかなという。これはデューティーじゃない、出すのは。

事務局 はい、そうです、義務です。

伊藤委員 デューティーをやることによって、この二、三点は救われるという理解でいいのかなということ。

宇都木座長代行 そりゃそうだよな、まあ、少なくとも2点ぐらいは救われるな。内容は。

関口委員 それだけじゃ、やっぱり不十分。

伊藤委員 ねえ。

宇都木座長代行 だから、それは。

伊藤委員 それをやっておかないと、はっきりしておかないと。

宇都木座長代行 それだけじゃ不十分だからマイナス点にはなるけれど、出したからといって満点じゃないというだけだ。

伊藤委員 うん。

事務局 そうですね。

宇都木座長代行 そこに二つ書いてあるのだ。

伊藤委員 そう。

宇都木座長代行 またがあるから。またのほうは満たしたけど。

伊藤委員 そうそうそう。

宇都木座長代行 その前のほうが満たしているかどうかというのは、また別の問題。

伊藤委員 そういう理解しちゃっていいのかなということ。

宇都木座長代行 そういうことでいいんじゃない。

富井委員 自己評価は適正であったかとか。

事務局 ああ、適正であったか、そうですね、少し文言を。

伊藤委員 いや、悪くても自己評価は自分のところはできなかつたでも、自己評価は適正だから。

事務局 そうですね。

事務局 悪くても適正。

伊藤委員 うん、業務的にはまた、こういう問題提起になっているから。

事務局 適正な自己評価を行っていたかとか。

地域調整課長 自己評価内容を評価できたかと。

伊藤委員 余計わからない。

宇都木座長代行 だから、自己評価は適正であったかというふうにすれば、内容まで立ち入れられると、そこはそういうふうに修正してください。

事務局 はい、わかりました。

宇都木座長代行 あとはいいですか。それでは、なければ今一部修正しましたが、提案、一部修正して提案のとおり決めますよ。

伊藤委員 はい。

宇都木座長代行 はい。あと少しだからやっちゃいましょう、全部今日。

事務局 ありがとうございます。では、最後の資料になります。平成22年度NPO活動資金助成実施要領になります。案を添付させていただいておりますが、こちらは先ほどのA3の横の資料、平成22年度改正案に合わせまして、具体的に実施要領のほうも改正案を作成してみたというところです。こちら、10月26日に行った支援会議の中で、こ

の改正案を検討した際に、制度改正をどういう意図で行ったのか、そういうものを募集要領等の前文などに入れて明確にすべきというようなご意見をいただいておりますので、大きく変えた部分としましては、このNPO活動資金助成の趣旨ということで、前文的なものを新たに追加をさせていただいております。

それから、1番の助成の基本方針以下の部分については対象、助成額、回数の制限等の記載についてで、改正案の内容に沿ったものに単純に修正をしたというような形になっております。

それから、あともう1点、最後のページをごらんをいただきたいのですが、公開プレゼンテーションの日程、こちら5月20日の木曜日の実施予定という形で入れております。この公開プレゼンテーションの日取りについても、以前に協働事業の検討課題の一覧ということで皆様からご意見をいただいたときに、土・日の開催を検討したらどうかというようなご意見をいただいておりますので、それを検討した結果、この日を今入れているという形なのですが、この理由としましては、参加団体のニーズの調査というのも必要だろうということで、登録団体のほうにメールでアンケートを実施させていただきました。

その中で、80団体の中で30団体から回答をいただきまして、その結果が平日の希望が6件、土曜日がいいというところが6件、日曜日がいいというところが2件、その他はどちらでもいいという回答が16件ございました。

この結果から見て、土・日の開催ということについて、特に団体のほうから強い希望がなかったということと、それから土・日開催を行った場合に、やはり職員の超過勤務手当ですとか、そういったものも出てきますので、そういう経費的なものも発生するということなどを考えた結果、来年度の公開プレゼンテーションは平日の開催にさせていただきたいということで、現状考えているというご報告です。

要領の改定案についての説明は以上になります。

宇都木座長代行 趣旨はそういうことです。これまでの議論を踏まえて、活動資金助成の趣旨を少し整理をして、ここに赤字で書いてあるところにしましたと。以下は制度改正に伴う関係を整理しましたということです。皆さんからのご意見をいただきましょう。

村山委員 1ページの下から2行目の先ほどの文章をちょっと削除。

事務局 そうですね、ここがないということになる、事業型NPOが。

事務局 そうですね、先ほどの議論の結果に直して、審査基準のところもありますので、この辺は手直しいたします。

宇都木座長代行 いいですか、今の意見はいいですか。

ほかにご意見ございますか。特段なければ、これはまだ、いつだったっけ、予定から言うといつ応募があったっけ。

事務局 例年ですとこれは2月ぐらいの支援会議の中で検討している部分なのです。もちろん前倒して決まればより動きやすくなるというのもあるのですが、少し、例えば前文のところなんかはぜひたいていただいてもと思いますので。

宇都木座長代行 はい。それでは、今日提案がありましたから、皆さん、検討いただいて、次回に最終決定しましょうか、それでいいですか。

事務局 はい。

伊藤委員 これは。

宇都木座長代行 ええ、実施要領だけは、手続のほうは募集までに間に合えばいいでしょう、パンフレット。

事務局 はい、そうです。

宇都木座長代行 それでは、次回にやりましょう。

伊藤委員 もうちょっとこの一番前のこの前文のところだけでしょう。ほかはもう。

事務局 ええ、ほかはそうですね、もう改正案の表を、ここに落とし込むだけなので。

宇都木座長代行 直したところに伴った修正だから。

事務局 ええ。

宇都木座長代行 そこで言葉遣いだとか文言上、意見があれば、それはそれで出してもらうにしても、一緒に目を通してください。では、次回にこれを決定することにしましょう。

鈴木委員 次回なのですが、提案団体が多かったら1日で本当に終わるかね。

宇都木座長代行 だから、そこはよく見てからだ。1日で終わらなきゃ2回やらなくちゃいけない。

伊藤委員 そうそう。2日にすればいいのだ。

鈴木委員 ああ、そのときに。

宇都木座長代行 だから、それは今決めなくても。

伊藤委員 応募状況を見てね。

事務局 はい。これはふたをあけてみないと、というところがありますから。

宇都木座長代行 では、そのほかはありますか。事務局はないですか、いいですか。

事務局 はい。

宇都木座長代行 次回の日程のところだけもう1回確認しましょう。

事務局 次回の開催予定ですが、平成22年1月21日木曜日、午後2時から2時間の予定をしております。会場は本庁舎6階の第3委員会室になります。どうぞよろしく願いいたします。

次回も評価書の作成、それからただいまのこの要領の決定のほうをしていくこととなります。よろしく申し上げます。

宇都木座長代行 これ、2月の予定はわからないかしら。

事務局 2月はまだ出ていないのですが、もしいつごろというのがありましたら。

宇都木座長代行 いや、いつごろというよりも、早くめどを立てたいのです。

伊藤委員 ある程度曜日とすりゃ木曜日を予定しているよね。

事務局 はい、木曜日を基本にしておりますので。

宇都木座長代行 木曜日。18日か25日か。いずれも午後でしょう。

事務局 はい、午後です。

宇都木座長代行 はい、どちらか、わかりました。

委員の皆さんから何かこの際ご意見が何かありますか。なければこれで終わりにしましょう。ご苦労さまでした。

了